

令和2年度・令和3年度大分県ふるさと創生NPO活動応援事業補助金事業
事業名：「地域とともにある学校づくりの推進」

心的・時間的ゆとれから生まれる教育の質の向上を目指す
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進
～地域学校協働活動の推進のための資料～

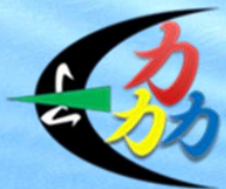
資料集の概要編

基礎編 「一歩前進！ヒント集」

事例編 「二歩前進！事例集」

令和4年2月

NPO法人大分県協育アドバイザーネット



大分県における「協育」の推進の始まり

2006年度に「教育の協働」を推進するための「地域協育振興プラン」を教育委員会全体として策定し、公民館をコーディネートの拠点としての「協育ネットワーク会議」（「学校支援地域本部」の前身）を設置して、地域住民の学校支援の取組を推進してきた。また、コミュニティ・スクールは当初からモデル的に導入を推進するとともに、PTAや地域住民の学校支援に積極的に取り組んでおり、現在では村を除く全ての市町で導入が進んでいる。また、2016年度の県教育長計ではこれまでの取組を見直して今後のプランを策定した。今後の方向性として、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的取組を目指している。

大分県における「協育」の推進の経緯

1. 「地域『協育』振興モデル事業(平成17年度～)
2. 「新大分県総合教育計画」策定(平成18年6月)
3. 大分県社会教育委員会議答申(平成18年11月)
4. 教育基本法の改正(平成18年12月)
～第13条：家庭教育の充実や学校、家庭、地域住民の連携協力 等～

学校、家庭、地域社会の「教育の協働」の具現化

①大人自身の生きがいと地域の再構築 ②次代を担う子どもの育成

キーワード ①情報の共有 ②コーディネーター ③公民館

平成19年度～平成27年度 

「地域協育振興プラン」(「協育」ネットワークの構築)
～教育の協働を体系的・効果的・日常的・継続的に推進～

コミュニティ・スクールの導入(H17~大分県の取組)

豊後高田市立河内中学校

- *平成17年度~コミュニティ・スクールモデル校
- *平成19年5月7日コミュニティ・スクール指定校

現在の状況 (R2. 5. 1現在)

平成28年度の大分県教育長期計画においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的取組を目指してコミュニティ・スクールの導入を促進することとし、**コミュニティ・スクールの導入状況は81.3% (全国3位)** になっています。

【令和2年度現在設置数】 17市町 / 18市町村

- ①「地方教育行政の組織運営に関する法律47条の6に基づき・・・」
という文言が記載された市町村数：17
- ②導入済みの学校数：
小学校：201校、中学校：97校 義務教育学校：2校 高等学校：2校

地域学校協働本部の現状（「協育」ネットワーク）

＜R2年度現在＞

「学校支援地域本部事業」を平成20年度から実施し、現在の「地域学校協働本部」の前身の事業として全国的に推進してきました。大分県では、平成18年度からの「地域協育振興プラン」の実施による「公民館にコーディネーターを配置した『校区ネットワーク会議』」を全県的に実施するために「学校支援地域本部事業」の実施を推進しました。現在では、「学校支援地域本部事業」を発展させた「地域学校協働本部」の実施状況は94.6%（全国5位）となっています。

＜大分県教育委員会資料＞

【設置数】 14市町／18市町村

地域学校協働本部等数：129（その他の名称を含む）

【人数や委嘱方法等】

* 地域学校協働活動推進員委嘱数：56

* 委嘱していない地域コーディネーター数：139

令和2年度・令和3年度大分県ふるさと創生NPO活動応援事業補助金事業
事業名：「地域とともにある学校づくりの推進」

一年次作成「Q&A資料集」「学校と地域の新たな協働(協育)」
(令和2年) <基礎編> **～一歩前進！ ヒント集～**

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が目指すものは？
「学校運営協議会制度」とは？「地域学校協働本部」とは？一体的推進とは？
～質問(Q)へのアドバイス(A)の資料～



二年次作成「事例集」「学校と地域の新たな協働(協育)」
(令和3年) **～二歩前進！ 事例集～**

心的・時間的ゆとりにから生まれる教育の質の向上を目指す
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進事例

一年次作成「Q&A資料集」(令和2年) 〈基礎編〉

令和2年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

〈大分県版〉

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)

学校と地域の新たな協働(協育)

～一歩前進! ヒント集～



令和2年10月1日

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

二年次作成事例集(令和3年) 〈Q&A(R2年度作成)の続編〉

令和3年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

〈全国12事例〉

～学校運営協議会及び地域学校協働本部の事例～

〈Q&A(R2年度作成)の続編〉

「学校と地域の新たな協働(協育)」 ～二歩前進! 事例集～



令和3年9月

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

※上記の資料は「NPO法人大分県協育アドバイザーネットのホームページに掲載しています」

一年次作成「Q&A資料集」（令和2年）〈基礎編〉

「学校と地域の新たな協働（協育）」

～**一歩前進！ ヒント集**～

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が目指すものは？

「学校運営協議会制度」とは？「地域学校協働本部」とは？一体的推進とは？

～質問（Q）へのアドバイス（A）の資料～

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動(本部)の一体的構造

教育委員会

学校運営協議会制度の導入

<各種規則・要綱等の策定>

プランの策定：目的・組織・運営等
 基本：対処療法 → 中・長期的な原因療法の処方箋の策定

<協働の取組のための体制整備・普及・啓発>

施策①学校運営協議会制度の導入（H29改正：努力義務）

<学校運営協議会委員の任命・事業周知>

施策②協働本部の体制整備（コーディネーター配置）

<地域学校協働活動推進員の委嘱・事業周知>



学校教育（教職員）

コミュニティ・スクールの導入

- * 教職員の働き方改革
- * 地域に開かれた教育課程
- * 生きる力（命題知・体験知）
- * いじめ・不登校 等

- ①関係者が当事者意識をもって「熟議（熟慮と議論）」
- ②学校と地域の人々が「協働」して活動
- ③学校が組織として力を発揮するための「マネジメント」

ビジョンの明確な発信
 育てたい子供像、目指す学校像等のビジョンを示す

教職員への情報提供
 * 地域との連携・協働の必要性を示す
 * 協議会での協議の内容を情報提供する

教職員と委員・保護者との交流機会を企画
 交流会や熟議の場を設け、一体となって進むための機運を高める

委員への「学校を知る」機会の提供
 委員が学校理解をすることが基本である
 * 学校公開や行事等への参加機会を提供
 * 教職員による学校の現状等のレクチャー会を実施



学校運営協議会の設置

住民の代表としての学校運営への参画

<一定の権限と責任>

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見

校長のビジョンを受け、内容を共有
 育てたい子供像、目指す学校像等のビジョンを示す

「学校を知る」ために動く
 * 学校公開や行事等への参加
 * 子供たちの現状と課題、学校教育の内容等を学ぶ

教職員、保護者との交流機会をもつ
 交流会や熟議の場を設け、一体となって進むための機運を高める

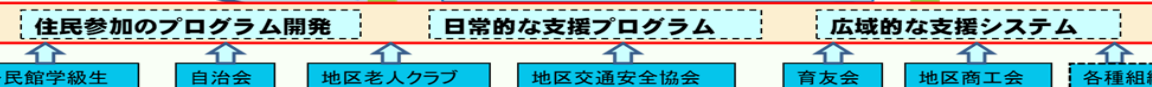
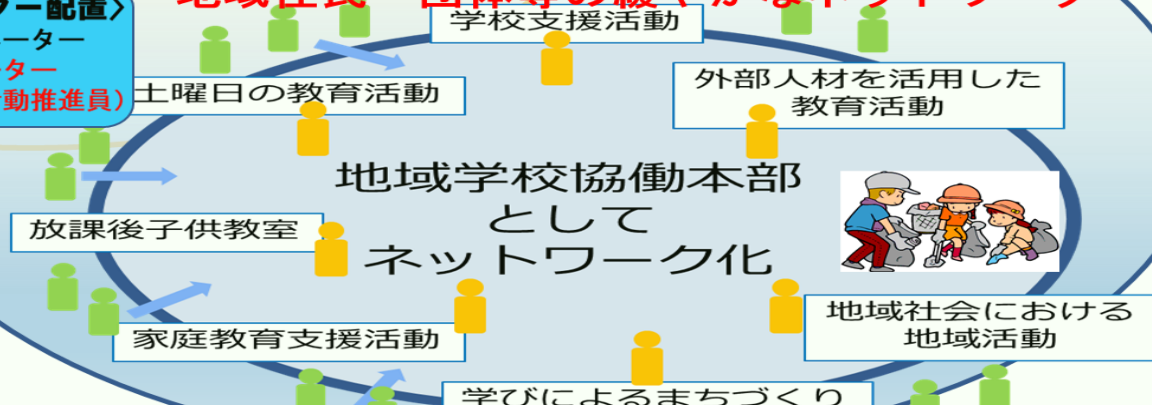
広報活動を行う
 * 教職員に地域との連携・協働の必要性を示す
 * 協議会の内容等を保護者、地域にも発信する



地域学校協働本部の整備

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク

<コーディネーター配置>
 ・行政のコーディネーター
 ・地域コーディネーター
 （地域学校協働活動推進員）



コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会を設置した学校」で、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校です。また、地域学校協働本部とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、日常的に皆がつながり、地域学校協働活動を推進する体制であり、この図はその一体的な構造を示しています。

コミュニティ・スクールに求められること

☆学校だけでは対応できにくい様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校運営に反映させるなど、地域住民の代表として学校教育に参画するための機能が求められています。

☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める機能が求められています。

Q(課題・質問)&A(アドバイス)の構成

- 観点 1. 地域学校協働活動の推進について**
- 観点 2. 学校運営協議会制度の導入について**
- 観点 3. 地域学校協働本部の体制整備について**
- 観点 4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について**

1. 地域学校協働活動の推進について

「地域学校協働活動」とは、地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

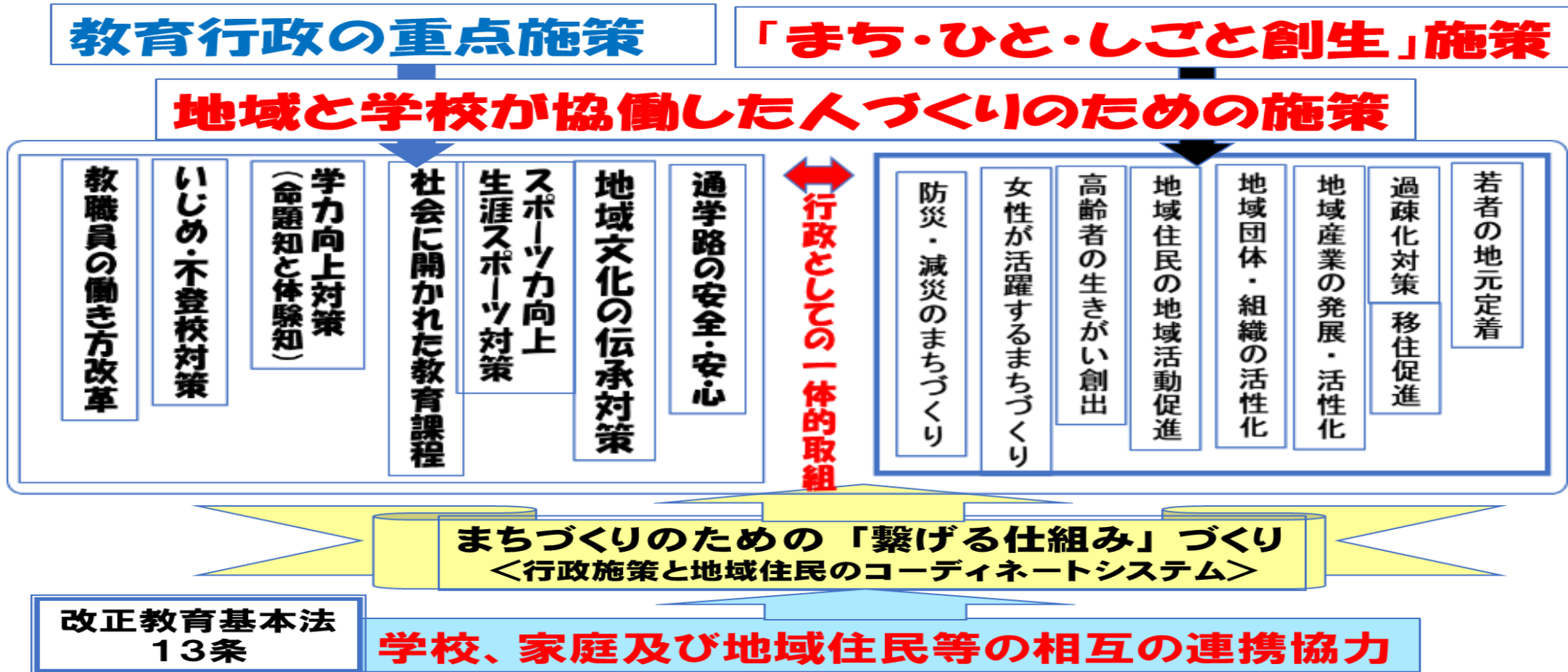
これからは、様々な教育課題を抱えている学校教育課題への対応のために、地域の願いを協議して実践する地域住民等の代表で組織する学校運営協議会が各学校に設置されます。加えて、地域の組織団体や個人の教育力をネットワーク化する地域学校協働本部の活動を充実することによって、地域と学校の協働による子どもの育成や地域の組織団体の活性化、住民の生きがいの創出等を図ります。このことにより、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することを目指します。

＜地域学校協働活動に関する大分県の現状＞

18自治体のうち17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）はすでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）を実施しています。以下のグラフのデータは、どちらの取組も実施している17自治体の状況について示しています。この現状を基にして、地域学校協働活動に関するQ&Aを作成しています。

Q1

なぜ、「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連が必要なのですか



☆「人づくり」の基礎となる学校教育の重要性はもとより、将来のまちづくりを担う青少年の育成は自治体としての重要な施策です。

☆首長部局の施策と教育行政の施策を重ねてみると、青少年対象にしても、地域住民対象にしてもベクトルを同じ方向に向けている施策が見えてきます。

Q2

なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか

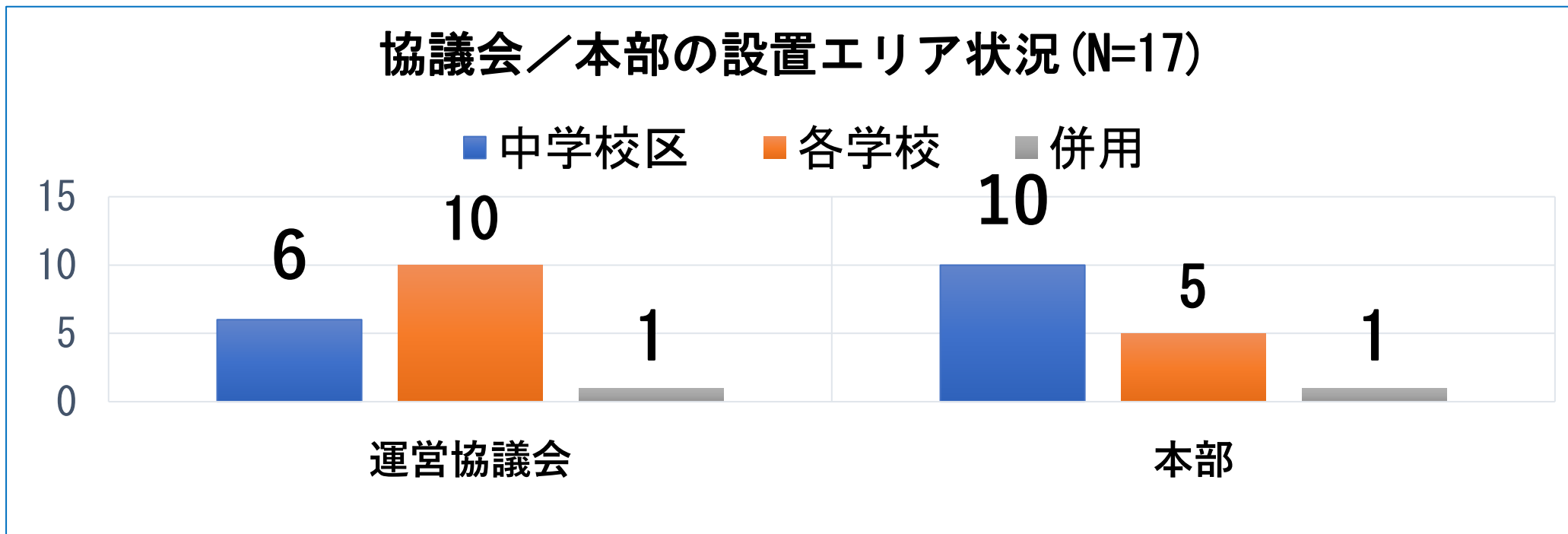


☆「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールで、ピンク色で示した**学校教育は校長による学校経営と運営方針によって教育活動が行われます。**

☆一定の権限や責任を担う**学校運営協議会は地域住民等の代表**であり、地域とともに学校運営に参画することが求められています。よって、黄色で示したように**地域学校協働活動(本部)の役割とも連携・協働することが必要なシステム**です。

Q3

中学校区を対象にした学校運営協議会を設置するとはどういうことですか



☆学校運営協議会の設置は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」47条5（※1）において学校ごとに設置することとなっていますが、但し書きとして、「二以上の学校においても密接な連携を図る必要がある場合には、一の学校運営協議会を置くことができる」となっています

☆小中一貫教育の実施や小中の連携による教育課程の実施等に加え、地域からの協働システムとしての中学校区のネットワークや日常的な協働体制が有効である場合など、学校運営協議会の役割をより効果的に発揮できると判断した場合などが可能になります。ただし、中学校区の学校運営協議会の小中連携の目指すべき教育のビジョンの共有などの設置理由を明確にしておく必要があります。

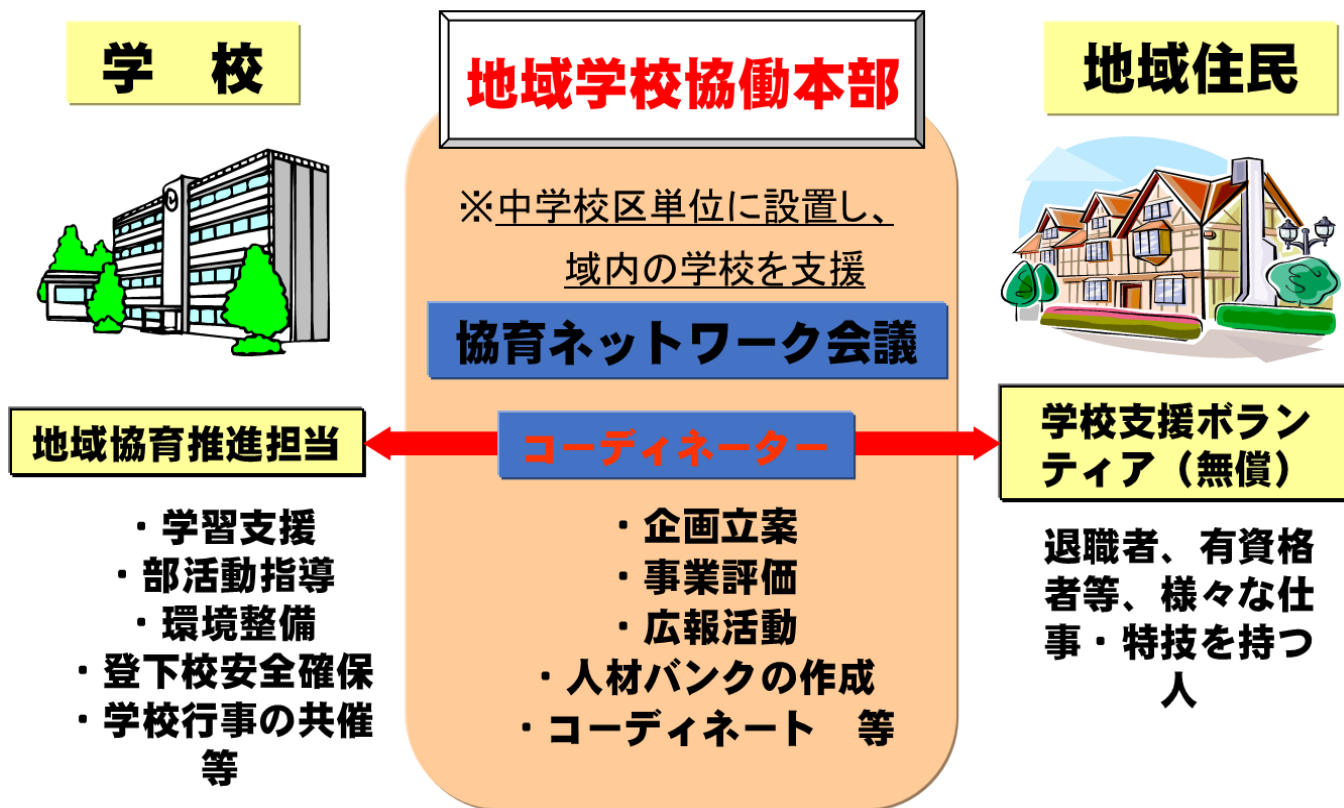
Q4

中学校区の学校運営協議会を設置した場合に、各学校の運営への参画の仕方等についてどんなことに配慮する必要がありますか

☆小中一貫教育の実施や小中の連携による教育課程の実施等に加え、地域からの協働システムとしての中学校区のネットワークや日常的な協働体制が有効である場合など、学校運営協議会の役割をより効果的に発揮できると判断した場合などが可能になります。ただし、**中学校区の学校運営協議会の小中連携の目指すべき教育のビジョンの共有などの設置理由を明確にしておく必要があります。**

「協育」ネットワーク構築推進事業

(H19~大分県の取組)



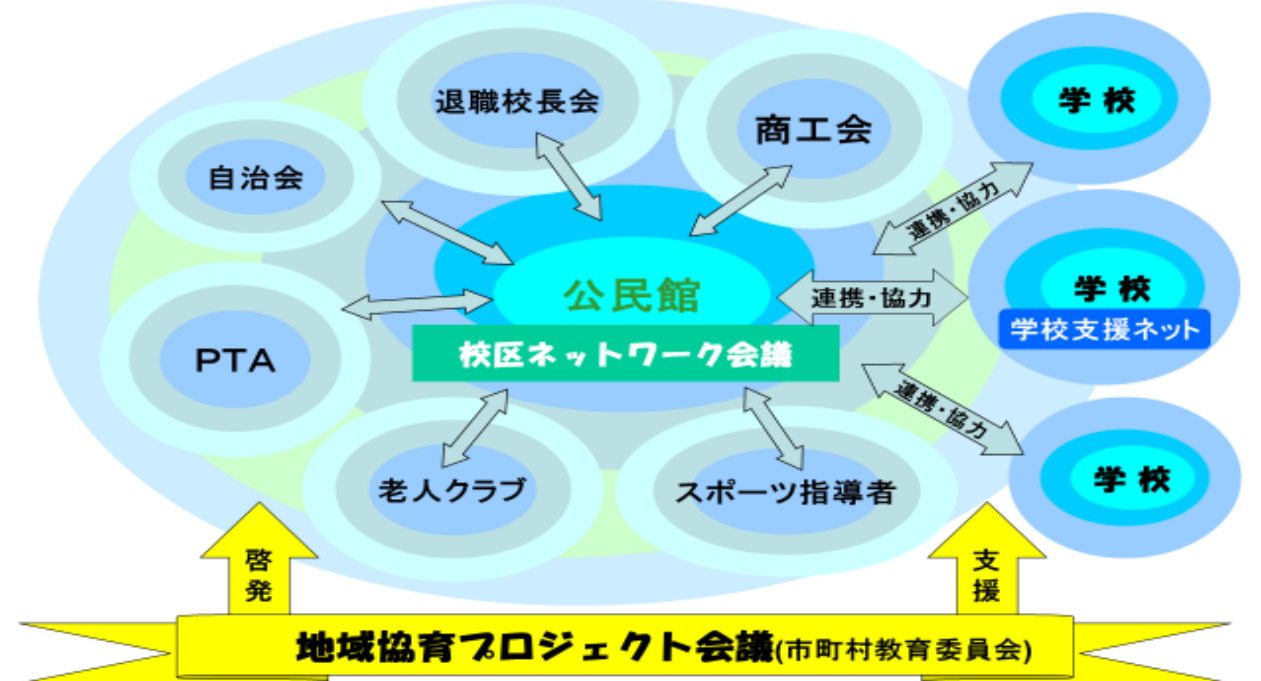
☆**学校運営協議会の委員の任命についても、学校長は各学校区にある組織・団体からどう選任するか**の検討も必要で、**小学校と中学校との打ち合わせが必要です。**

Q5

中学校区は広範囲になるのですが、様々な組織・団体等との協働やネットワーク化のための取組をどう進めたらいいのですか

☆県内7自治体が中学校区や教育委員会内に地域学校協働本部を整備していますが、小学校と中学校の生活エリアが重なることなどから、今後整備していく場合は、学校毎がいいのか、中学校区等に整備するのがいいのかについて検討する必要があります。

《 人の波紋が広がる「協育」ネットワークシステム イメージ図 》



☆ネットワークの対象としては、**首長部局の管轄にもなりますが、自治会や文化伝承団体、老人クラブ、商店街組織、郵便局、地域消防団等に加えて、青少年健全育成組織、青年団、地域婦人会、読みきかせサークル、スポーツサークルなどの一定のエリアでの地域活動を目的とした組織団体等が考えられます。**

☆**学校運営協議会の設置との関係や、地域に組織されている行政の取組、これまでの学校支援の発展的な取組などの検討が必要になります。**

2. 学校運営協議会制度の導入について

「学校運営協議会制度」とは、「学校運営協議会を設置した学校」をコミュニティ・スクールとして、保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みの制度です。

＜学校運営協議会制度に関する大分県の現状＞

Q & A冊子の資料3～資料7は大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）をどちらの取組も実施している17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）の状況について示しています。この現状を基にして、学校運営協議会制度に関するQ & Aを作成しています。

1. 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について

Q1

学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか

「学校運営協議会」設置の手引き
(令和元年改訂版)

子供たちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、「社会総掛かり」での対応、**学校・家庭・地域による一体的な取組が必要であり、それを実現可能にする仕組みの一つがコミュニティ・スクール**です。保護者や地域住民の意見を**学校運営**に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、**平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化され「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。**

＜中央教育審議会答申（平成27年12月）＞

→地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年3月）

☆令和2年度現在では「地教行法」47条5において、＜略＞その所管に属する学校に設置する**努力義務**となっています。

☆学校運営協議会委員は地域住民の代表として、「**学校運営の基本方針の承認**」「**学校運営への意見**」「**教職員の任用への意見**」については学校運営協議会規則に規定された役割を担うこととなっています。

☆その他の「**予算等への意見**」「**地域学校協働本部との連携や広報活動**」及び「**日常の活動**」等も求められており、地域住民と学校の協働を推進する一定の権限と責任を担う目的で設置するものです。

Q2

学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題はどんなことですか

＜「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」47条5＞

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度の導入）

＜学校の重点課題＞

* 教職員の働き方改

* 社会に開かれた教育課程

* 生きる力（命題知・体験知）

* いじめ・不登校等

＜CSの取組の課題＞

①教職員の仕事量の増加 ②CSの効果の認識不足 ③学校教育への介入危惧

＜コミュニティ・スクールに求められること＞

①ビジョンの発信②教職員・委員・保護者の意識の共有③委員が学校を知る

教職員が子どもにゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施などの、学校だけでは対応が困難な大きな課題をかかえています。

Q3

学校運営協議会に求められる基本的な機能はどんなことですか

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度の導入）

<学校の重点課題>

* 教職員の働き方改革 * 社会に開かれた教育課程 * 生きる力（命題知・体験知） * いじめ・不登校等

<CSの取組の課題>

①教職員の仕事量の増加 ②CSの効果の認識不足 ③学校教育への介入危惧

<コミュニティ・スクールに求められること>

①ビジョンの発信②教職員・委員・保護者の意識の共有③委員が学校を知る

学校運営協議会（住民代表としての学校運営への参画）



<一定の権限と責任（合議体）>

* 学校運営方針の承認 * 学校運営への意見 * 教職員の任用に関する意見

<学校運営協議会に求められるもの>

①協議会の役割を理解 ②学校の教育課題を知る ③教職員の求めを知る
④教職員との協働意識 ⑤地域住民への啓発・広報

- ☆学校だけでは対応できにくい様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校運営に反映させるなど、地域住民の代表として学校教育に参画するための機能が求められています。
- ☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める機能が求められています。

コミュニティ・スクール：教職員と地域住民の協働

学校（教職員）

- * 教職員の働き方改革
- * 地域に開かれた教育課程
- * 生きる力（命題知・体験知）
- * メンタル対応（不登校等）

学校運営協議会

住民の代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見

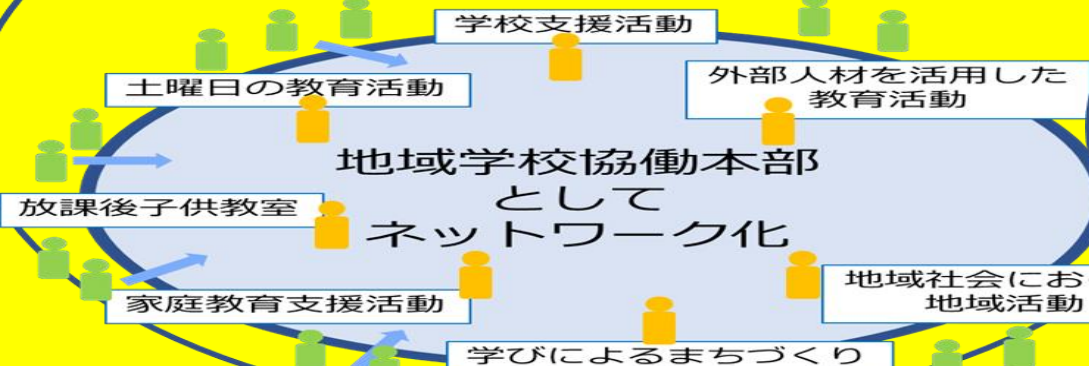


「まちづくり」の施策との一体化

地域学校協働本部のネットワーク：統括コーディネーター

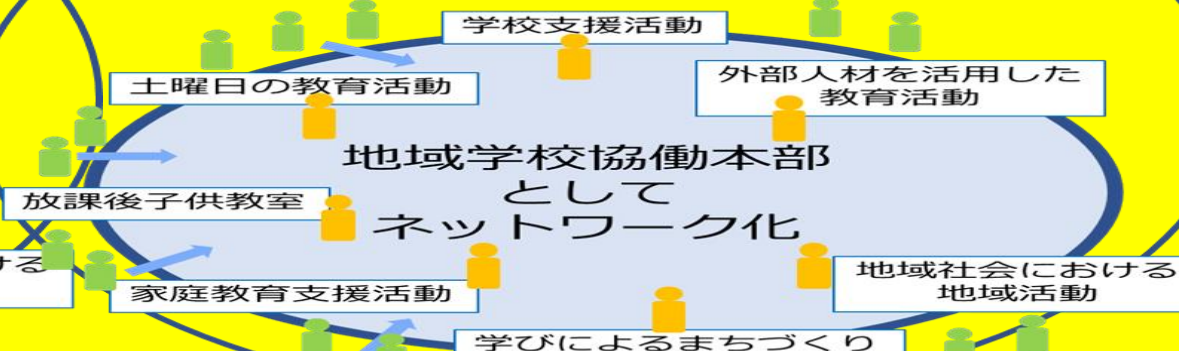
地域学校協働本部の整備

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク



地域学校協働本部の整備

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク



地域住民の願いとネットワークによる活動 < 地域学校協働活動 >

「地域とともにある学校づくり活動」 地教行法47条5
< 推進する仕組み（制度） >

学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画
< 一定の権限と責任 >

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見



評価部会

学習支援・安全活動部会

広報・行事部会

連携・協働

連携・協働

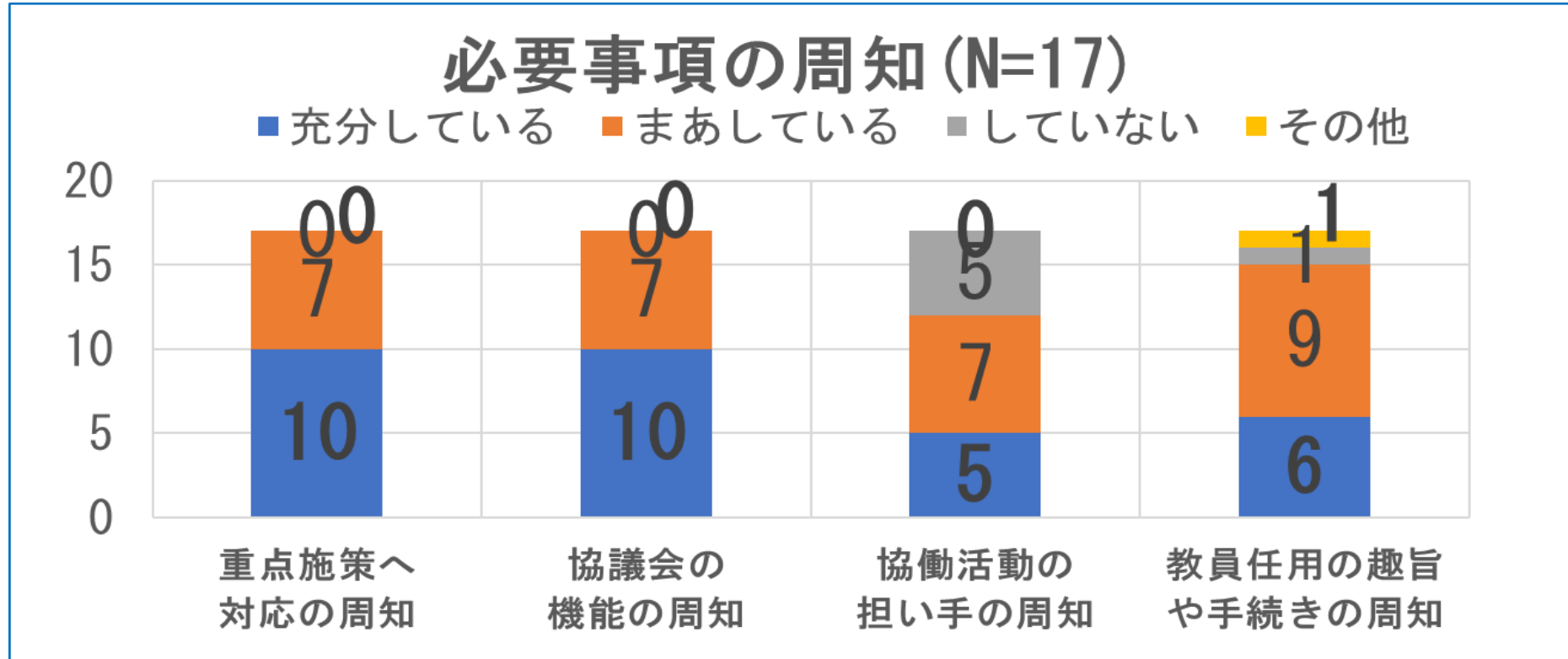
連携・協働

学校関係者
評価委員

地域学校協働本部（「三光コミュニティーセンター運営委員会」
自治会・PTA・老人クラブ等の様々な地域の組織や団体

Q4

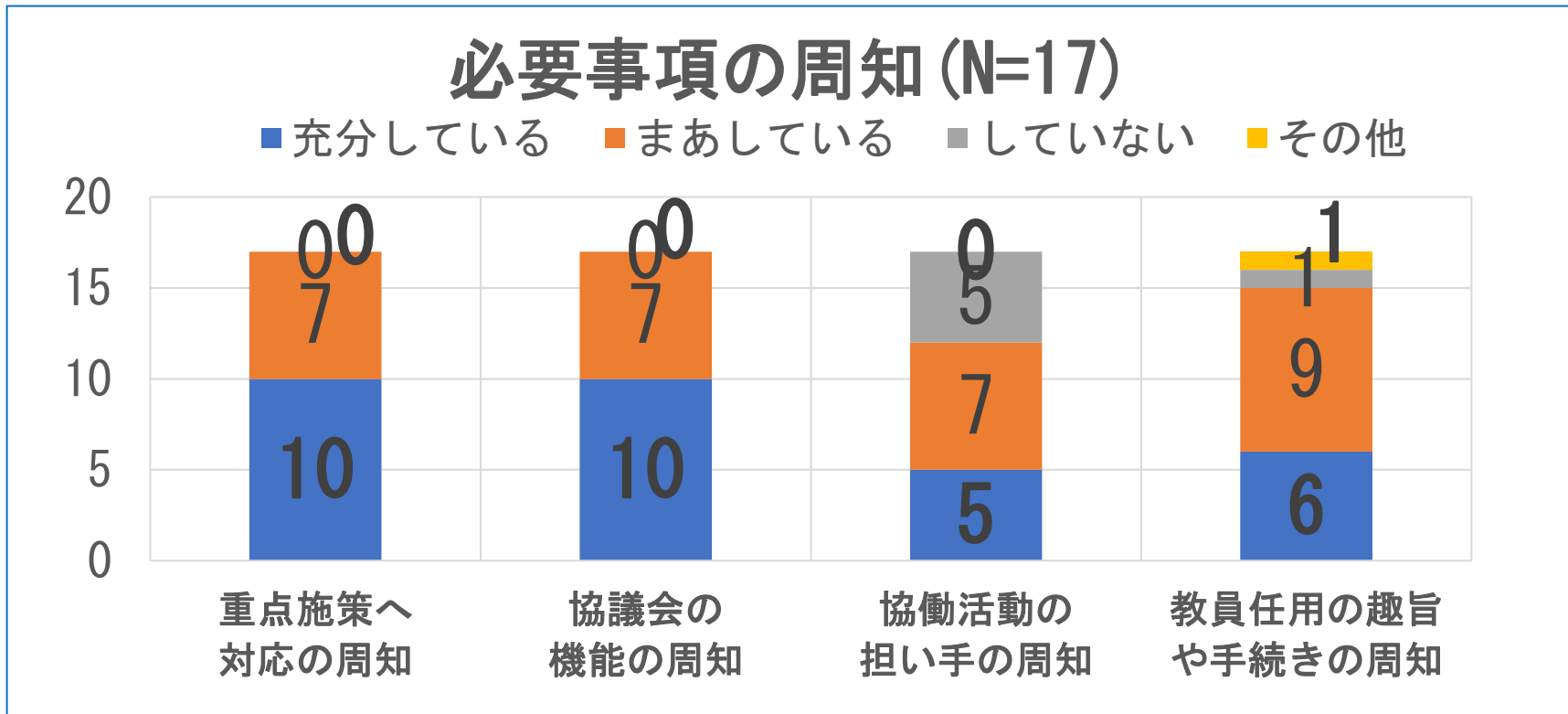
なぜ、学校運営協議会の役割を教職員に周知する必要があるのですか



- ☆ 学校運営協議会制度は地域からの押しつけや監視ではないこと、学校教育のゆとりと充実のための制度あることを教職員が理解することから始まります。
- ☆ 学校運営協議会制度の目的は、学校だけでは対応できない教育課題の対応であり、教職員の理解が得られないと、学校運営協議会の機能が発揮されません。
- ☆ 学校運営協議会委員が、学校だけでは対応できない教育課題を理解するためには教育活動の見学や情報交換、同じテーブルでの熟議等が不可欠です。

Q5

なぜ、学校運営協議会の役割を学校運営協議会委員に周知する必要があるのですか



☆学校運営協議会制度は、これまでの「校長の求めに応じて意見を言う」学校評議員制度とは違い、一定の権限と責任をもって学校教育課題について協議し、学校教育の運営に参画していく「合議制」の制度です。

☆言い換えれば、地域住民の代表として学校運営に責任を持つ立場にあることを認識した上での一定の権限と責任について理解し、会議だけに参加する委員ではなく、日常的な活動も積極的に関わる委員になっていただく必要があります。

Q6

なぜ、学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要があるのですか

地教行法に記載されている学校運営協議会委員の条件

※委員の任命にあたっては、校長が意見を申し出ることができる

- 対象学校の所在する地域の住民
- 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- その他当該教育委員会が必要と認める者

☆学校運営協議会の委員は「地教行法」47条5の2項において「次に掲げる者について」任命することと規定されていますが、教育委員会では「次に掲げる者の中から」と解釈して、4つの分野の全てから任命されていないケースが見られます。

☆4つの分野は、当該校が所在する地域の住民、当該校に在籍する児童生徒又は幼児の保護者、その他必要と認めた場合の学識経験者や校長等の教職員を任命することとなっています。加えて、平成29年の「地教行法」47条6の改正によって、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動を行う者（NPOや学校応援団等）が追加されました。地域学校協働活動推進員は学校運営協議会の委員に任命することが求められます。

☆学校運営協議会の委員は、制度の趣旨から必要な4つの分野から任命することとなっています。よって、各委員は、委員としての最善の役割を担うために任命された趣旨を理解して、それぞれの立場からの協議と協働が求められるのです。類似の例としては社会教育委員の「1号議員、2号議員・・・」のような仕組みを参考にしてみてもいいでしょうか。

Q7

教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項はどんなことですか

H30年度コンサルタント
派遣事業報告資料

学校運営協議会の主な役割

校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
(教育課程・組織編成学校予算・施設管理)

学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働につなげていきます。

学校運営について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる

広く地域住民等の意見を反映させる観点から、当該学校の運営全般について意見を申し出ることができます。学校だけでは気づかなかった、地域社会・保護者の視点を加味した学校運営を進めることができます。

教職員任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

実現しようとする教育目標等を達成するために、教職員の配置を求める重要な機能です。目指す学校像、学校運営ビジョンの実現のための意見を示す機能があります。

☆教職員の任命は、学校運営協議会**委員の任命に関する4に規定**されている「その他当該教育委員会が必要と認める者」に該当する学識経験者等の分野に該当し、学校運営協議会の設置の目的に必要なと教育委員会が認めた者とされますので、必要に応じて校長及び教諭を委員に任命することができますが、**一定の規定等が必要**と考えられます。

☆学校運営協議会が「合議制」の組織であることから、**校長は学校経営の責任者として、学校の立場から意見を述べるとともに、学校運営協議会で議論されたことについて、当該校の教育への還元が求められます。**ただし、校長本人の任用等に関しては配慮が必要と考えられます。

☆当該校にとって重要な専門的分野等における**教員を学校運営協議会の委員に任命する場合は、その専門的な分野等における委員としての役割を認識して意見を述べるとともに、校長と協力して当該校の教育への還元が求められます。**その際、**公務員としての上司（校長）の監督下にあることから、「合議体」の一員として、「地教行法」47条5の4項、6項、7項の規定については一定の配慮が必要**と考えられます。

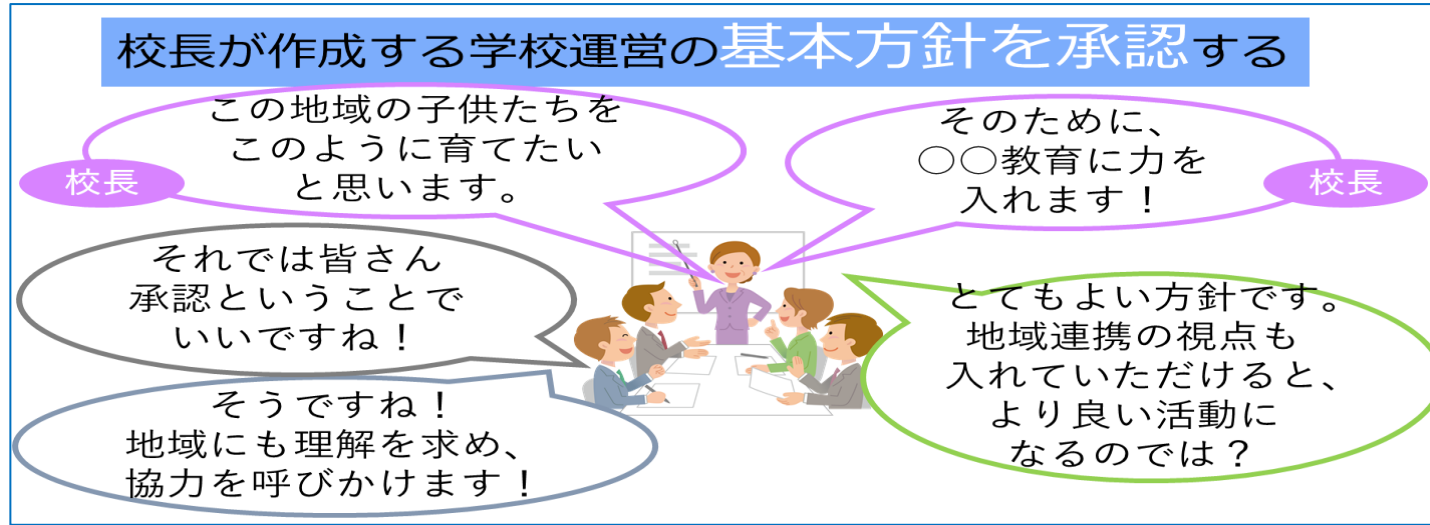
Q8

学校運営協議会委員の選任の際に、小学校と中学校で重複して選任する場合の配慮事項はどんなことですか

☆校長は委員の選任に当たって、学校運営の基本的な方針に基づく日常的な学校運営への必要な支援に関して有効な人材を選任する必要があります。その際、**小中学校間の重複がおきる場合がありますが、依頼する組織団体等への適切な説明が必要**になります。

☆商工会や自治会など、1つの組織団体から小学校と中学校の委員になる場合は、特定の人材が両方の委員になる例や、学校の求める内容によって違う人材を推薦するなどの例がありますので、**学校としての考え方をしっかり説明する必要**があると考えられます。

Q9 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項はどんな内容ですか



☆「**学校運営の基本方針の承認事項**」については、「学校の運営に関しての、教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針」（地教行法47条5）と規定されており、**市町村の学校運営協議会設置規則等に規定する必要**があると考えられます。

☆承認に必要な内容や様式を教育委員会で作成することが、**全ての学校で共通の取組が可能になること**や、校長や教職員が異動した際の新任校においても有効になります。

☆承認する基本方針は、教育課程、組織編成、学校予算、施設管理が主な内容になりますが、**学校教育法第37条で「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校運営の責任者は校長であり、地域と学校は対等の立場のパートナーであることが前提**となります。

Q10

「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割はどんなことですか

☆教職員との熟議等を行いながら、**学校と地域が協働してどのような子どもを育てたいのか、どんな方法で実現するのか**等の具体的な方針について共有する責任が生まれます。

☆教職員や地域の関係者等とともに協働活動を明確にして、**日常の学校運営に地域住民が参加した活動を推進**する役割があります。

☆**校長は「基本方針を承認」されたこと**の責任から、マネジメント力を発揮して、**校長のリーダーシップの元に、教職員の意識の共有を進めるとともに、地域との協働による学校運営を行うことが求められます。**

☆学校運営協議会と校長の意見が異なり、**学校運営の基本方針の承認を得られない場合**、校長と運営協議会は成案を得るように努め、承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができますが・・

☆これからの学校は、**「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、保護者や地域住民と「これからの時代を生きる子どもたちのために」という共通の目標・ビジョンを設定**して教育活動を進めていく。

Q11

なぜ、校長が替わっても、「社会に開かれた教育課程」の基本的な運営を継続する必要があるのですか

☆学校運営協議会は、地域の代表者として学校運営の責任者である校長と「対等な立場」で協議することが必要です。

☆学校は学習指導要領という法律で教育活動が行われますが、そのための学校運営の責任者は校長であるため、それまでに築かれた「社会に開かれた教育課程」の運営が校長によって変わることは、これまでの活動が崩壊し、地域の信頼をなくすことになります。

☆新校長の学校運営はこれまでの学校運営を基盤にした、より豊かな学校教育が期待されるはずです。

Q12

「職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる」という趣旨はということですか

＜参考：文部科学省資料より＞

学校運営協議会の主な役割

教職員任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

校長 プログラミング教育も導入されます。指導を充実させる必要があり、研究をしていこうと考えています！

それでは、情報教育に精通している先生の配置希望を意見として出したらどうでしょう？

そうですね！これからの時代を生きる子供たちには必要な力を育てることになりますね。

教職員任用の意見を正しく理解しよう

教職員任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる

教育委員会規則にて、意見の申出内容を決められる

任用に関する意見は分限処分、懲戒処分、勤務条件等の決定に関わる事項ではない

実現しようとする教育目標に沿った教職員の配置を求めるものであり、目指す学校像・学校運営ビジョンを実現させるための意見である

- ☆学校の課題解決や特色ある学校づくり等の教育の充実のために **校内体制の整備充実を図る観点**から述べられるものです。
- ☆学校運営を充実していくために教職員の人事（採用、昇任、転任）に関して、**教育委員会を通じて任命権者に意見を述べる**ことができます。
- ☆校長の**意見具申権**に変更が生じるものではありません。
- ☆意見の対象となる事項は**教育委員会規則で定めることができる**とされています。

Q13

「職員の採用その他の任用に関して意見を述べる」ことについて、教職員や運営協議会委員に周知する必要があるのですか

☆制度実施の当初は、学校運営協議会制度の導入にあたって、校長の具申権を越えるものであるという反発から、この制度の導入が拒否され、「〇〇版コミュニティ・スクール」という自治体独自の規則で取組を始めた自治体も多くあります。

☆教職員の人事に関することについては、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義があります。

☆実際に教職員の任用については、学校長の具申権との関係など、教職員に不安を招いてきたことは事実です。

☆教育委員会においてこのようなことがないように、各自治体が学校運営協議会制度を有効に活用するために、平成29年度に「地教行法」47条5の規定の一部を改正しました。その後については、市町村の定める規定によって行われており、大きな問題となったという情報はありません。

☆学校運営協議会委員や教職員がこのような趣旨を理解した上で、この規定を有効に活用することが大切です。

Q14

全教職員へコミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、どんな内容を周知すればいいのですか

☆学校現場の課題である、教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施など、**学校だけでは対応が困難な大きな課題について、地域とともに子どもを育てる制度であることを全教職員が認識する必要があります。**

☆学校運営協議会の活動が充実することによって、**地域住民や保護者からのクレームが減少したこと、地域の方々からの支援・協力が簡単に得られるようになったこと**など、**「ゆとり」が生まれた**という報告も多くあります。

Q15

学校運営協議会の学校関係者評価とはどんな内容ですか

- ☆現在、全ての学校において教育目標の設定と取組及びその教育成果の評価が求められており、**教職員が行う「自己評価」と、保護者、地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が行う「学校関係者評価」の2つがあります。**
- ☆**学校関係者評価は、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本**にして行うものです。
- ☆**学校運営協議会が行う際には「学校評価」にならないことが必要**です。

＜参考：文部科学省資料＞

学校関係者評価とは、平成19年6月の学校教育法42条の4規定を受けて、平成19年10月に学校教育法施行規則を改正し、学校が自ら行った「自己評価」の評価結果を踏まえ、その評価が適切に行われているか自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促すために、当該学校の関係者が行う評価であり、学校関係者の学校への理解促進と連携協力により、学校運営の改善を図ることを目的としています。

Q16 コミュニティ・スクールとの協働について、地域学校協働本部の各種コーディネーターへどんな内容を周知すればいいのですか

☆地域学校協働本部は、これまでの学校支援や学校応援団という発想からさらに進んで、**学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」**について、日常的に**学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める役割**があることを周知する必要があります。

☆そのためにはコーディネーター個人の活動ではなく**「コーディネートチームである地域学校協働本部」**という発想、**各地域学校協働本部のネットワークによる活動**といった発想が必要となります。

Q17

教職員や学校運営協議会委員への定期的な研修ではどんな内容が必要ですか

☆学校運営は前年度の学校評価やPDCAサイクルの評価によって改善されますので、その「チェック」を基にした新年度の学校運営を理解する必要があります。学校では自己評価を毎年行っており、その成果が生かされる必要があります。

☆教職員の異動、学校運営協議会委員の交代は毎年考えられます。学校運営協議会やコミュニティ・スクールの方向性については毎年確認する必要があります。

☆特に、教育委員会の方針の変化や追加、その年の重要施策に関しては、年度当初に両者が共有する必要があります。

2. 学校運営協議会制度の導入の有効性について

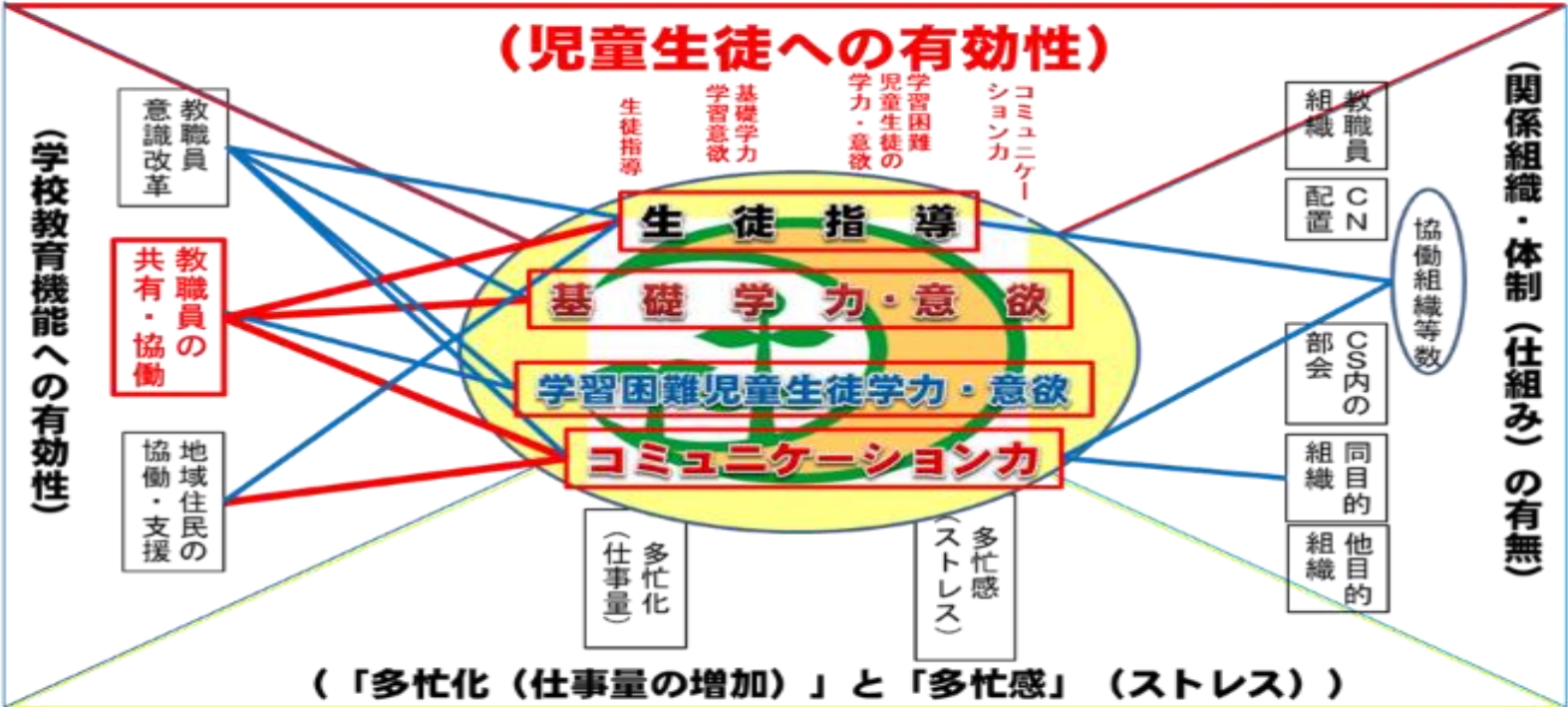
Q18

コミュニティ・スクールの導入によって学校の教育課題へのどんな効果が期待できますか

☆学校は学習指導要領に従って、地域や児童生徒の実態に即した教育活動が行われており、**当該校での効果を整理して継続、改善**が必要でしょう。

☆全国のコミュニティ・スクール導入の143校の**児童生徒への成果と「教職員の意識の共有・協働」**が高い優位な相関関係があります。

パースンの相関係数から見る「有意な相関関係図」:「児童生徒への有効性」N:143
 .300**~: — .400**~: —

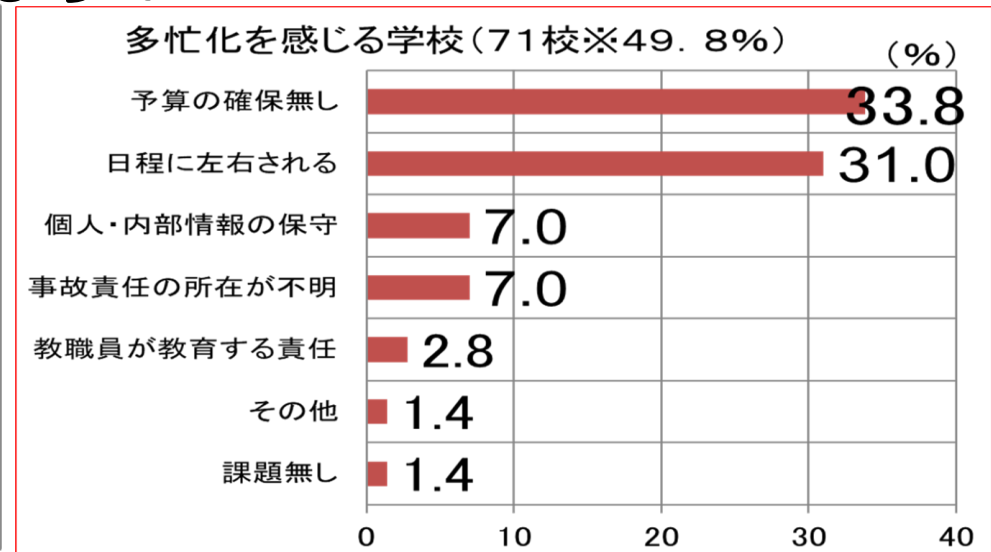
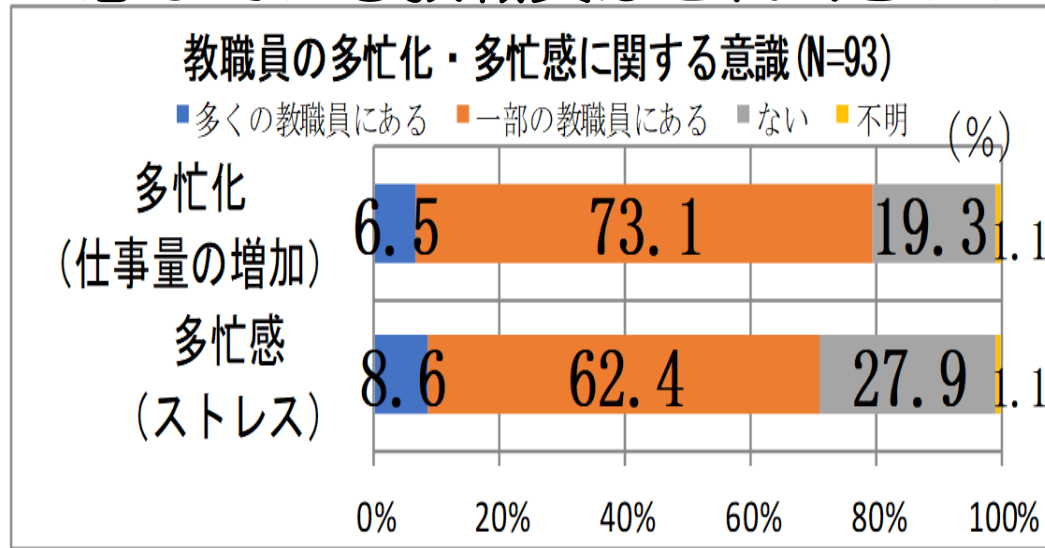


*大分大学
中川調査

Q19

コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加（多忙化）を感じている教職員はどれくらいいますか

*大分大学高等教育開発センター資料



- ☆「仕事量の増加（多忙化）とストレス（多忙感）」についての全国調査の図の茶色が示すように、多忙化・多忙感は一部の担当教員です。
- ☆青で示した「多くの教員を感じる」という背景には、学校運営協議会が学校に要望をするものの、日常的には教職員が対応せざるをえない状況を作っている現状があるようです。
- ☆教員全体では90%以上が「多忙化・多忙感はない」と回答しており、その理由は学校運営協議会や地域学校協働本部が機能している場合と、学校運営協議会を設置したものの、これまでの「学校評議員」と変わらない「意見を述べる」だけで機能していないことなどが考えられます。

Q20

教職員が、仕事量の増加(多忙化)やストレス(多忙感)を乗り越えて主体的に参画するためにはどうしたらいいのですか

☆「多忙化」等につながっていると教職員自身が「思う」だけで、何かについての具体的なことは整理できていないことが感じられます。

<多忙化への対応としての4つの視点>

- *これまでの教育活動や様々な業務の精選
- *コミュニティ・スクール運営のための役割分担や運営システム改善
- *コミュニティ・スクール運営の業務が勤務時間外にどれくらい行われるか
- *指導者への依頼、急な日程変更等による外部人材への対応

<「多忙感」への対応としての3つの視点>

- *成果が教職員に見えることにより意識の変化が生まれる
- *教職員が地域となじみ、地域の学校という意識を生み出す
- *コミュニティ・スクールは今の学校教育（教職員）に求められている学校教育の方策であることを教職員が活用する

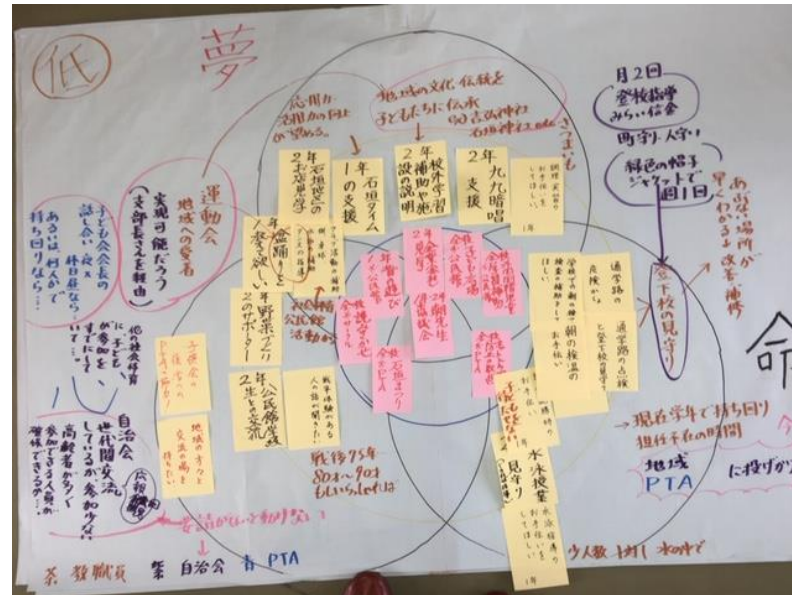
本当の「多忙化」「多忙感」を教職員自身で整理し、その多忙化の内容を教職員で分担することや、学校運営協議会が担うなどの整理が必要になります。

Q21

教職員と学校運営協議会委員等との熟議等によって教育課題への対応を共有するためには、どんなテーマ（内容）で、どんな方法がいいのですか

☆学校運営協議会制度の導入時には、学校教育課題の概要を共有するためにいろいろな角度からの自由な情報交換が必要で、それを基にしたコミュニティ・スクールの取組を整理することが必要でしょう。

☆その後は、大きなテーマではなく、学校評価を生かして、毎日の教育活動に必要な地域の人材や伝統文化等の情報交換など、教職員が困っていることから始めてはどうでしょうか。徐々に日常生活での困りごとや、地域からの提案等へと広げながら、中長期的に進める気持ちでいいと思います。



別府市立石垣小学校
学校運営協議会

3. 地域学校協働本部の体制整備について

学校教育は校長が策定する経営方針や運営方針によって教育活動が行われます。その学校運営の中に包括された形で、学校運営協議会が設置されますが、地域住民とともに学校運営に参画することが求められています。このことから、学校運営協議会制度は、コーディネーターを配置して地域住民のネットワーク化による、日常的な学校と地域住民の協働活動を運営するシステムである地域学校協働本部と協働するシステムであり、この2つの取組の日常的な情報の共有と連携が必要なのです。学校運営協議会は社会教育機能を持った組織であり、社会教育の範疇であるとも考えられます。ただし、地域の事情やこれまでの取組から、学校運営協議会が地域学校協働本部の役割も担う、という仕組みの自治体もあります。

＜地域学校協働本部の体制整備に関する大分県の現状＞

大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）をどちらの取組も実施している17自治体（2自治体は令和2年度から実施を含む）の状況についてQ&A資料冊子に掲載しています。

地域学校協働本部の重要な2つの役割

①地域住民のネットワーク ②ネットワークを稼働させる

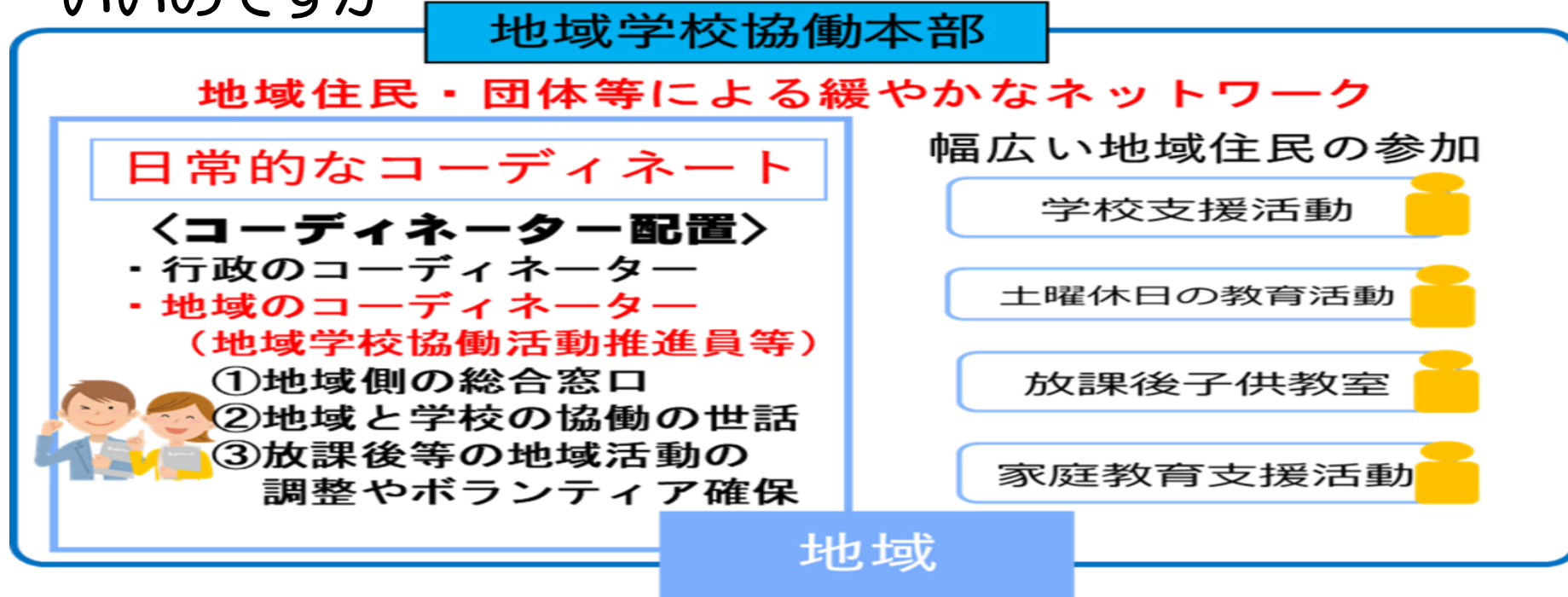
☆「地域の様々な取組と連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワーク」を地域学校協働本部と文部科学省は説明していますが、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートを行うという2つの役割があります。

☆コーディネートチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりを行うことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることにも求められています。

☆特に地域住民のネットワークづくりで重要な組織としては、住民の生活の仕組みとしての「自治会」とのつながりをどう作るかが重要です。

Q1

地域学校協働本部の体制整備とは、具体的にはどんな体制づくりをすればいいのですか



☆地域学校協働本部のコーディネーターは次の4つの種類が考えられ、こうしたコーディネーターが一体的になったネットワークづくりと活動が求められています。

- * 一定エリアの地域学校協働本部を統括するコーディネーター
- * 行政職員（社会教育主事や嘱託職員等）が、地域学校協働本部の役割を担うコーディネーター
- * 地域住民が地域学校協働本部の役割を担う一員として委嘱されたコーディネーター（地域学校協働活動推進員）
- * その他の地域ボランティアコーディネーター

コミュニティ・スクール：教職員と地域住民の協働

学校（教職員）

- * 教職員の働き方改革
- * 地域に開かれた教育課程
- * 生きる力（命題知・体験知）
- * メンタル対応（不登校等）

学校運営協議会

住民の代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見

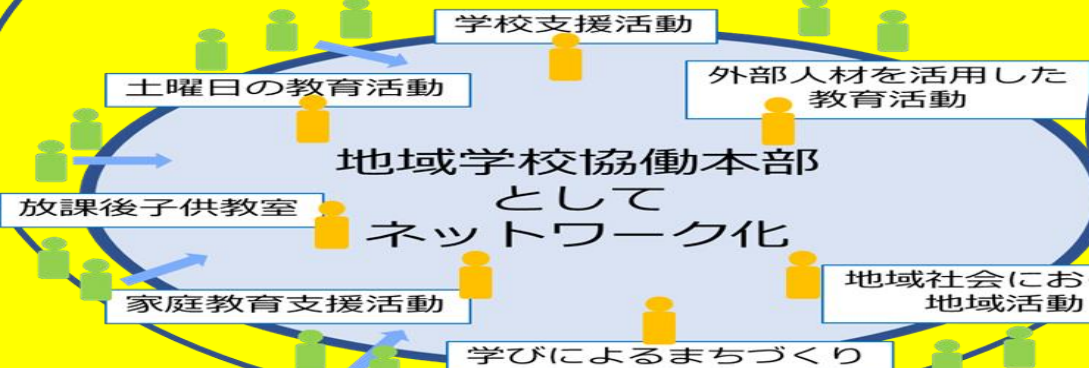


「まちづくり」の施策との一体化

地域学校協働本部のネットワーク：統括コーディネーター

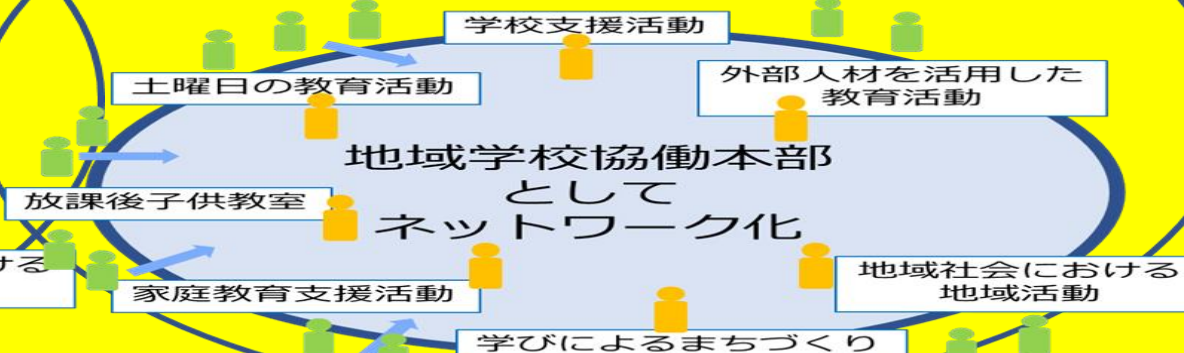
地域学校協働本部の整備

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク



地域学校協働本部の整備

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク



Q2

地域学校協働本部の体制整備による重要な2つの役割はどんなことですか

- ①地域住民の協働ネットワーク
- ②ネットワークを稼働させる

☆「地域の様々な取組と連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワーク」を地域学校協働本部と文部科学省は説明していますが、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートを行うという2つの役割があります。

☆コーディネートチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりを行うことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも求められています。

☆特に地域住民のネットワークづくりで重要な組織としては、住民の生活の仕組みとしての「自治会」とのつながりをどう作るかが重要です。

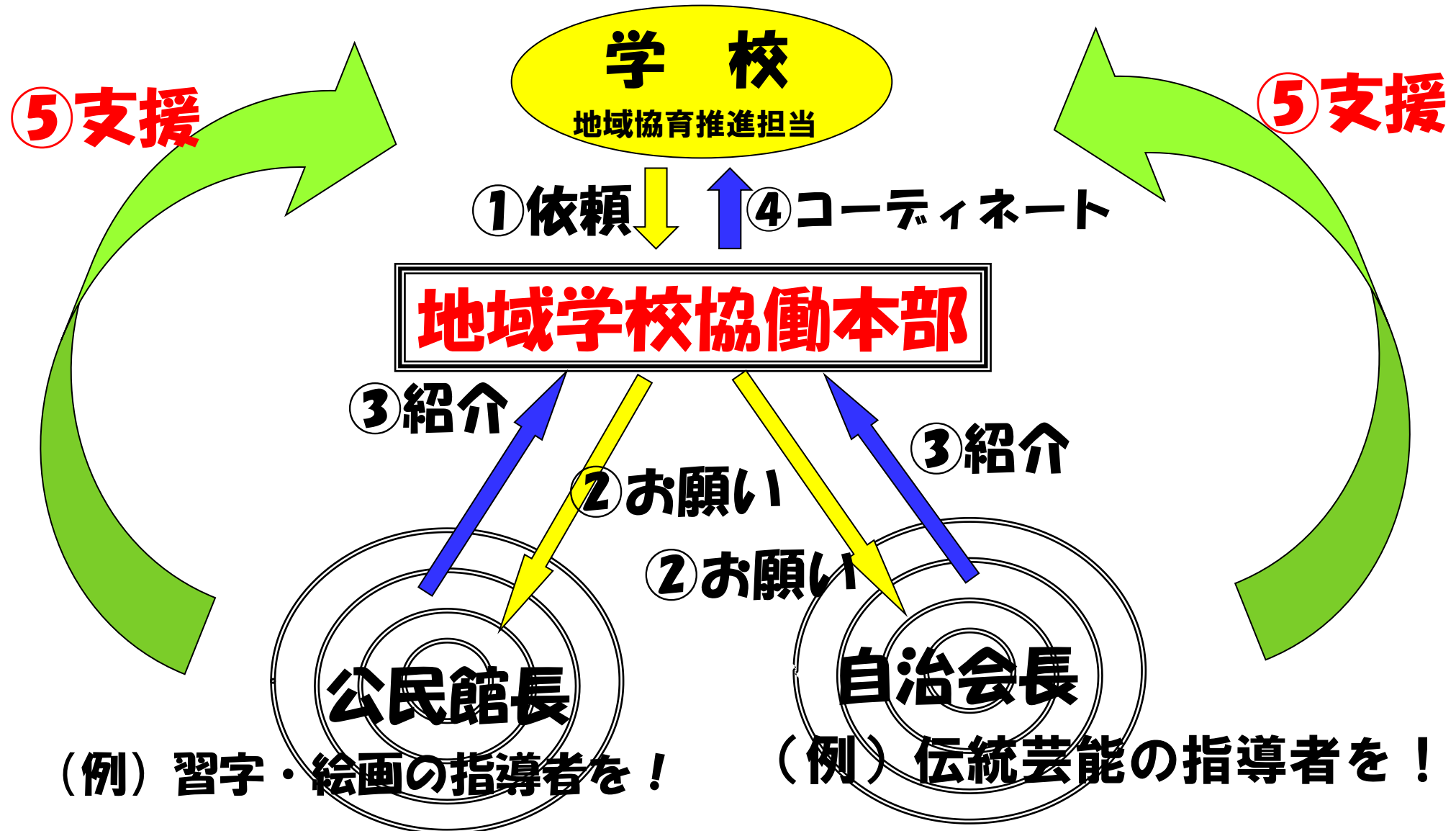
①地域住民の協働ネットワーク

H30年度コンサルタント
派遣事業報告資料

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有した
「緩やかなネットワーク」



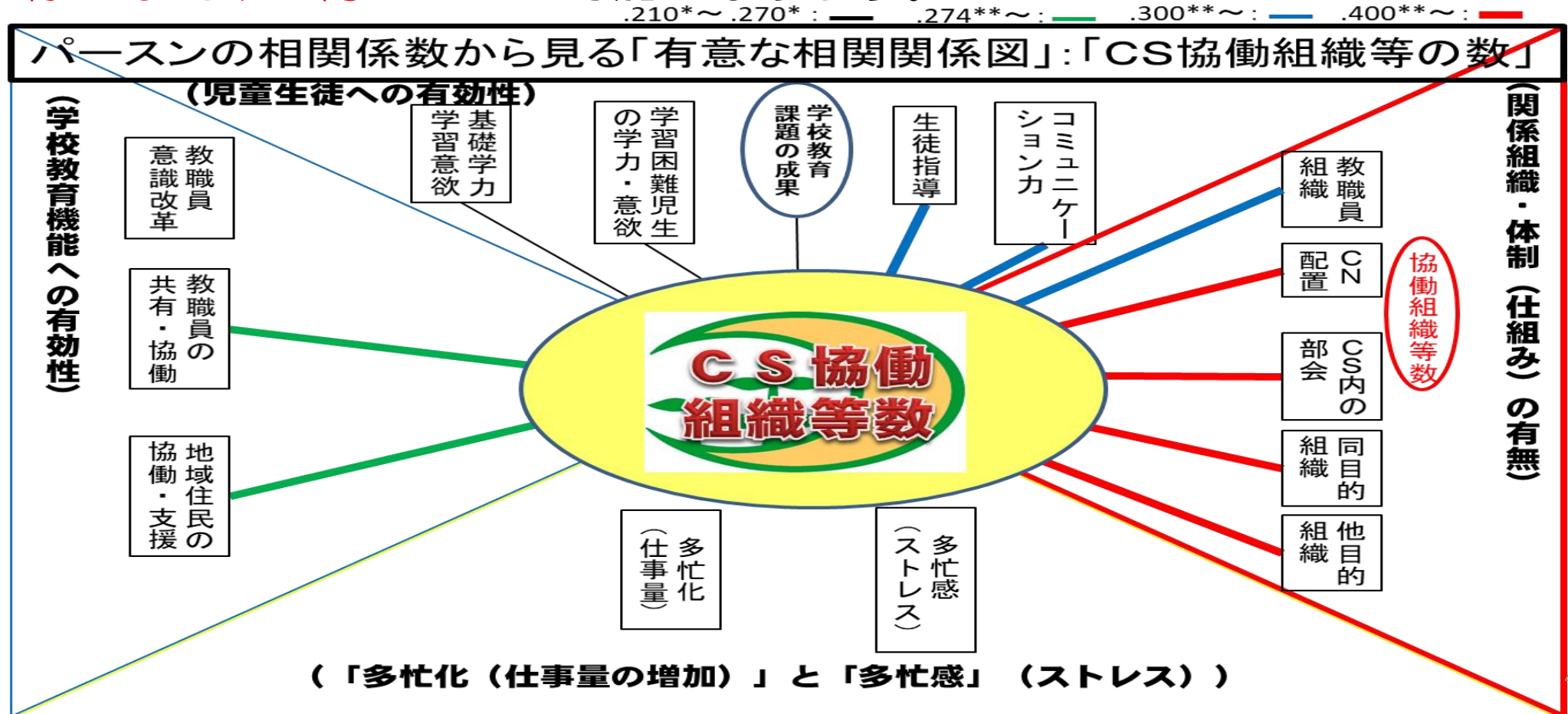
②ネットワークを稼働させる



Q3

地域学校協働本部の体制整備のための、地域の既存の組織団体等との連携・統合・融合等はある効果があるのですか

☆地域学校協働活動を進める上で、既存の組織や活動はとても大切です。新しく地域のネットワークづくりを進めることは大変ですので、それぞれの組織団体の取組を連動させることによって、それぞれの組織団体の活動を生かして活性化し、様々な効果を得ることが可能になります。



Q4

なぜ、地域学校協働本部の地域コーディネーターへの「地域学校協働活動推進員」の委嘱が必要なのですか

☆「地域学校協働活動推進員は社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する」地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、**地域の状況を熟知**するとともに、**学校運営協議会の委員としても活動**するなど可能になります。**地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなる**という大きな**メリット**があります。

社会教育としての地域住民の組織による活動 < 地域学校協働活動 >

「地域とともにある学校づくり活動」
 < 推進する仕組み（制度） >
 地教行法47条5

学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

< 権限と責任 >

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見



「学校を核とした地域づくり」
 < 推進する仕組み（体制） >

地域学校協働本部

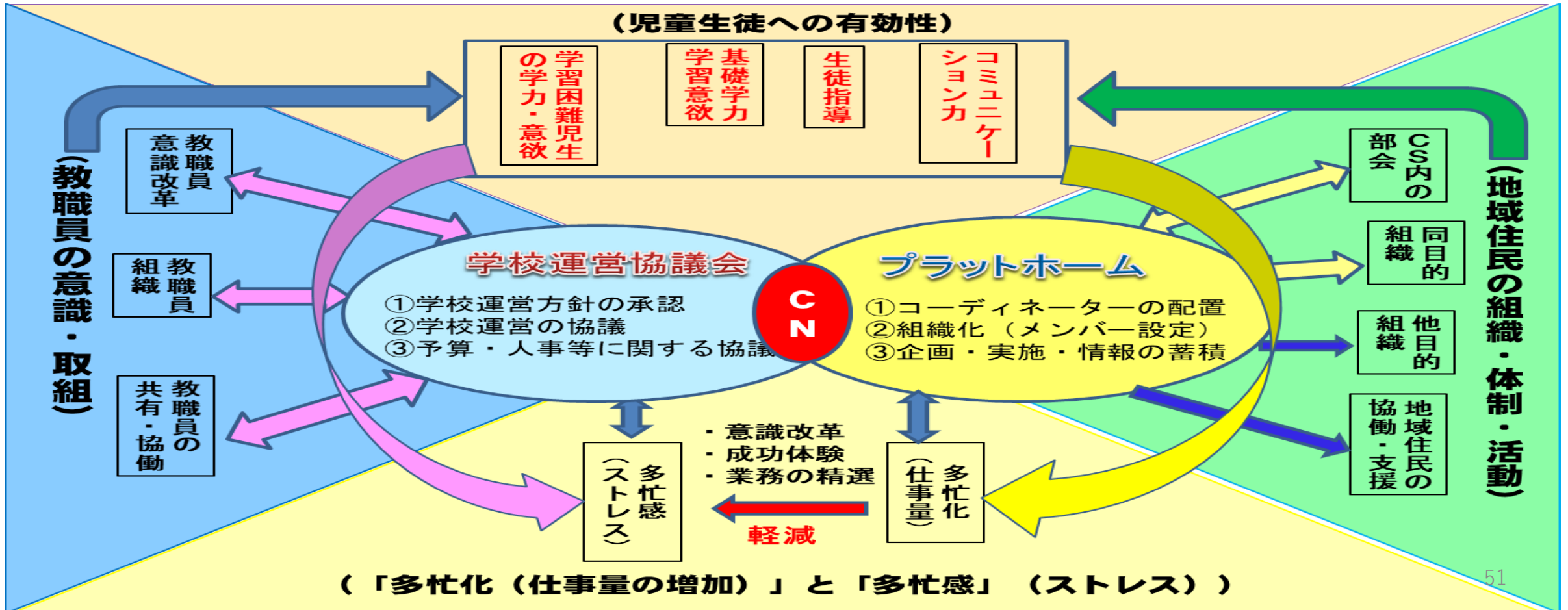
地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



Q5 地域学校協働本部の活動が充実することによって学校教育へ期待できる効果はどんなことですか

☆地域学校協働本部は、学校運営協議会との連携・協働で活動を行うシステムですので、単に地域人材の紹介に止まりません。

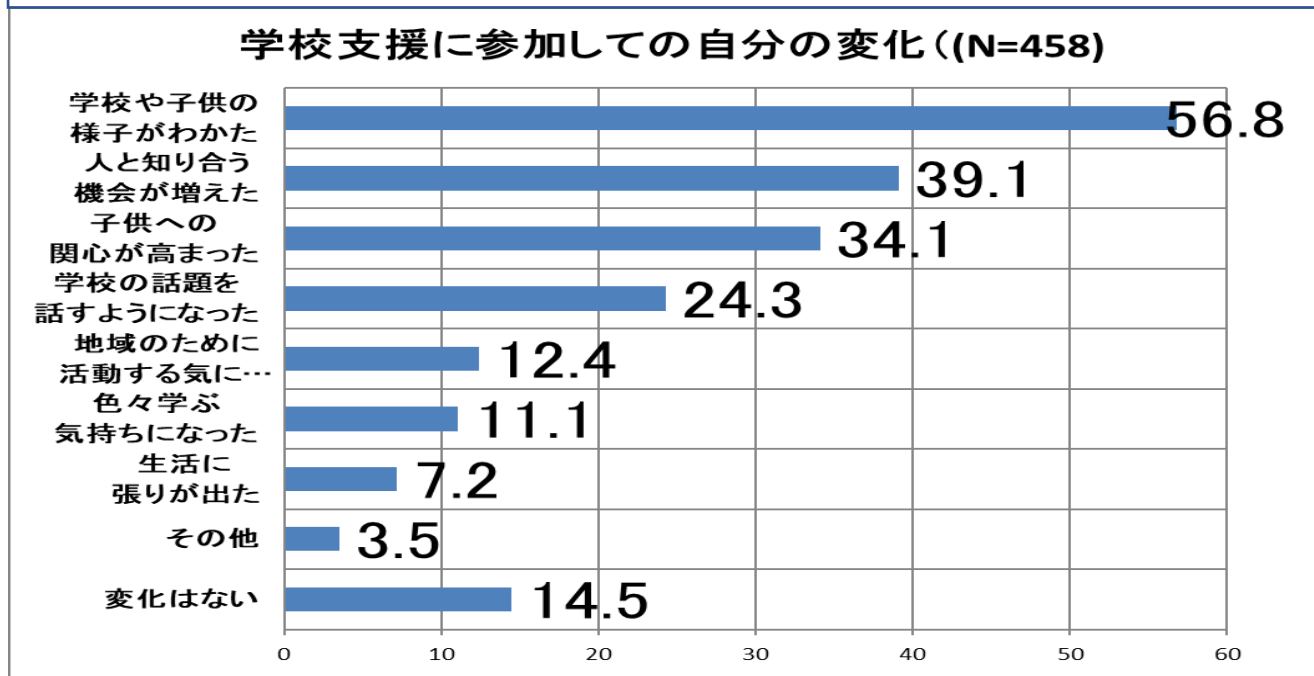
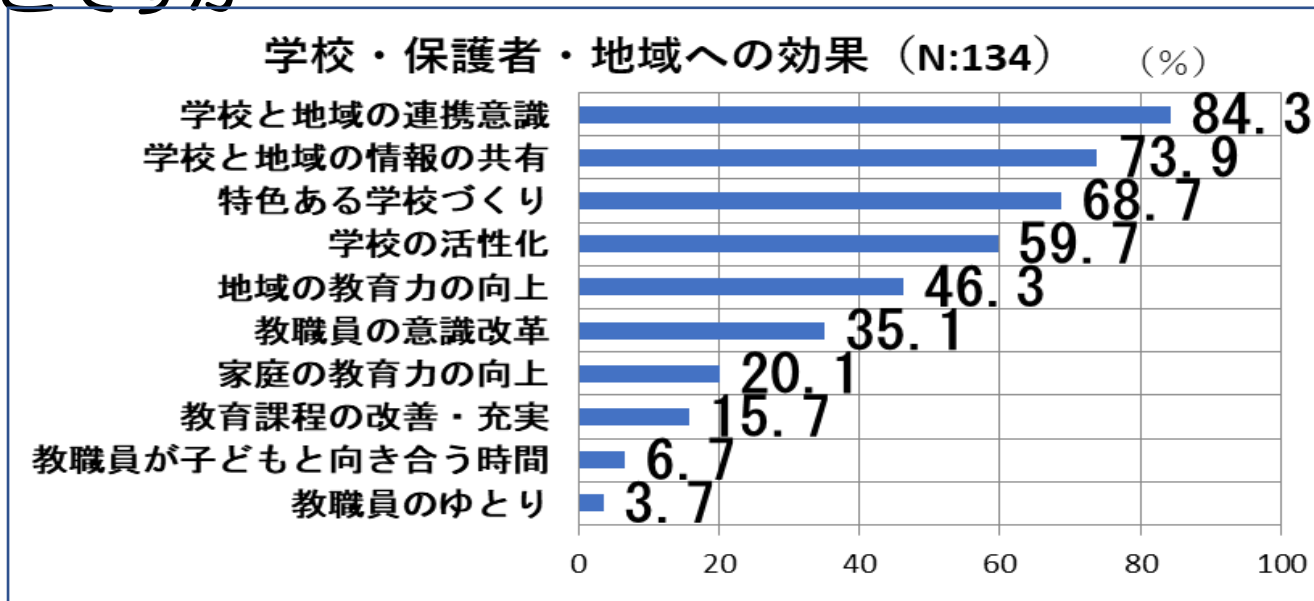
☆地域住民のネットワークを活用した幅広い人材を学校運営全体の教育活動の充実につなぐとともに、地域住民の願いである「地域文化の継承」等と、学校教育がめざす「地域に開かれた教育」が可能になります。



Q6

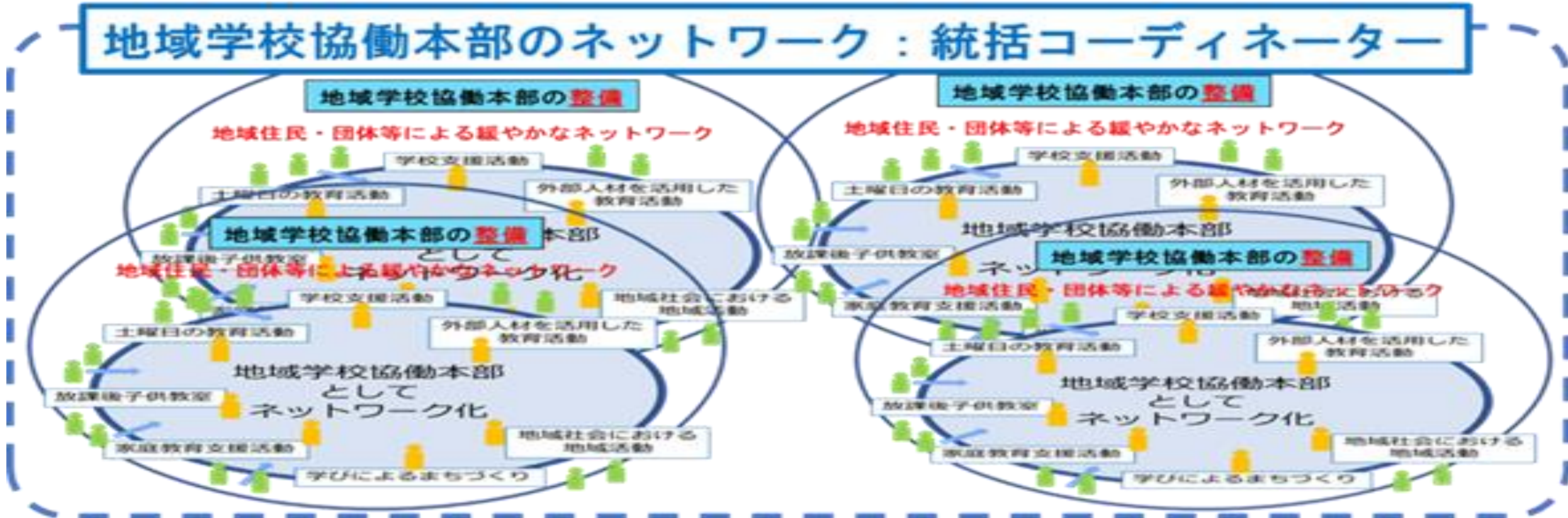
地域学校協働本部の活動が充実することによって、地域住民へ期待できる効果はどんなことですか

☆地域住民や組織団体が積極的に関わることによって、それぞれの組織団体の活動が他の組織団体とつながり、日常的な活動の活性化になること、地域住民が気軽に地域づくりへ参加できることや生きがいにつながることも期待されています。



Q7

地域学校協働本部の打合せや、全本部の合同の打合せはどんな内容でおこなえばいいのですか



- ☆複数の地域学校協働本部が設置された場合は、1つの地域学校協働本部の活動に止まらず、全ての本部が教育委員会の方針で活動する必要がありますので、**統括コーディネーター**を中心にして情報の共有が必要になります。
- ☆地域には中学校区をまたいだ活動をする組織団体もあります。また、それぞれの地域学校協働本部内には居ない人材等が他の地域に居る場合があります。さらに、他の本部での効果的な活動も多くあります。こうした情報の共有はコミュニティ・スクールの運営に非常に役に立ちます。

4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的な推進について

教育委員会の中では、学校運営協議会制度の導入は学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署が担当しているのがほとんどです。2つの取組は両輪であり、両者の連携・協働がない中での地域学校協働活動の一体的な推進は困難であり、取組の大きな成果はあまり期待できないと考えられます。

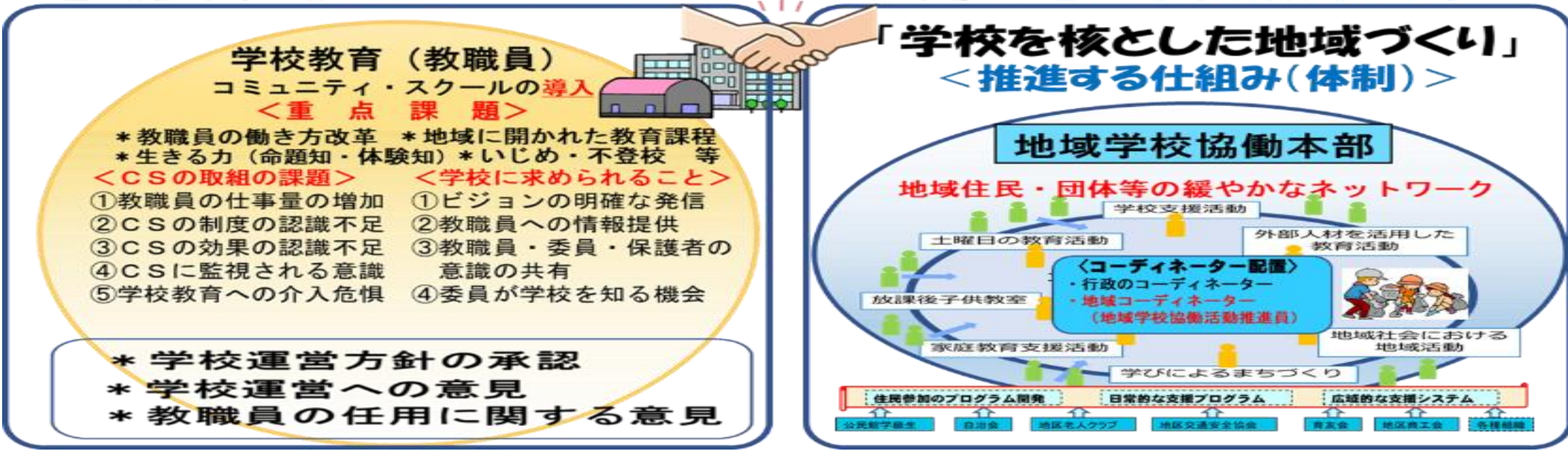
<コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に関する大分県の現状>

大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域学校協働活動を進めるコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）のどちらの取組も実施している17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）についてQ&A資料冊子に掲載しています。

Q1

なぜ、教育委員会内の担当部署が、相互にそれぞれの事業の内容を共有し、相互に必要な規則や要綱等を摺り合わせる必要があるのですか

地域住民の願いとネットワークによる活動 < 地域学校協働活動 >



☆ コミュニティ・スクールに設置された**学校運営協議会**と、**地域に整備された地域学校協働本部**が**地域学校協働活動の両輪**であるという認識を持ち、地域住民の教育力を活用するという観点が必要です。

☆ 担当を事務分掌に位置づけて**課長も含めた定期的な協議**を行うこと、それぞれに必要な**規則や要綱、予算等**を相互に摺り合わせて作成すること、**教職員や学校運営協議会委員、コーディネーター等の合同研修会の実施**などによって、**地域学校協働活動**が効果をあげられると考えられます。

Q2

なぜ、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等が合同で研修する必要があるのですか

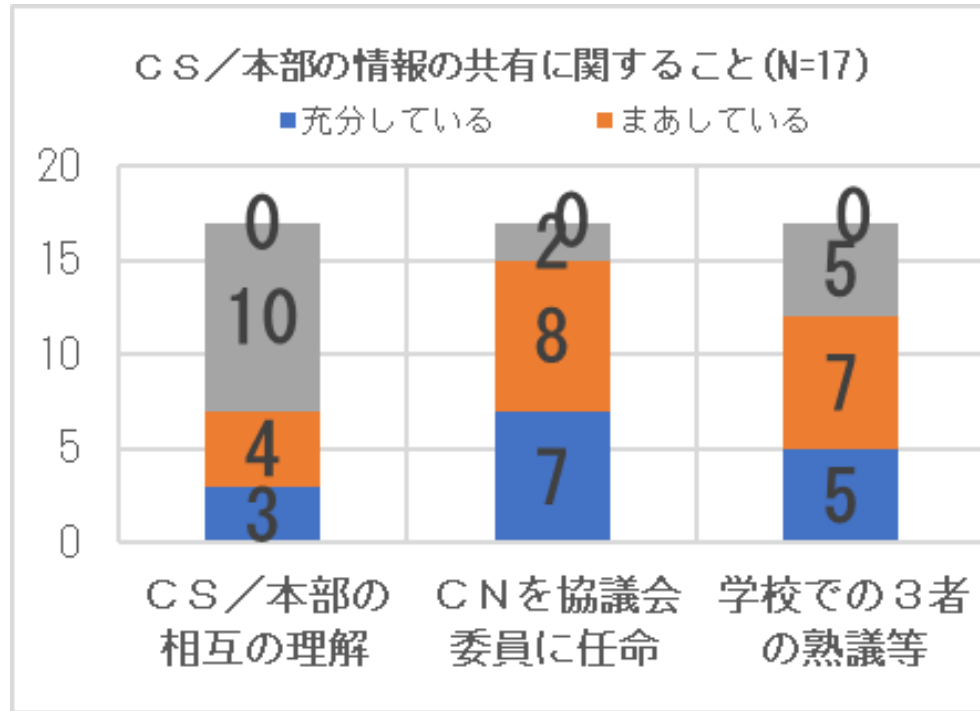


☆学校運営協議会制度の導入についての教職員の理解、学校運営協議会委員への学校運営協議会の役割、コーディネーターへの地域学校協働本部の役割については全員へ周知する必要があります。

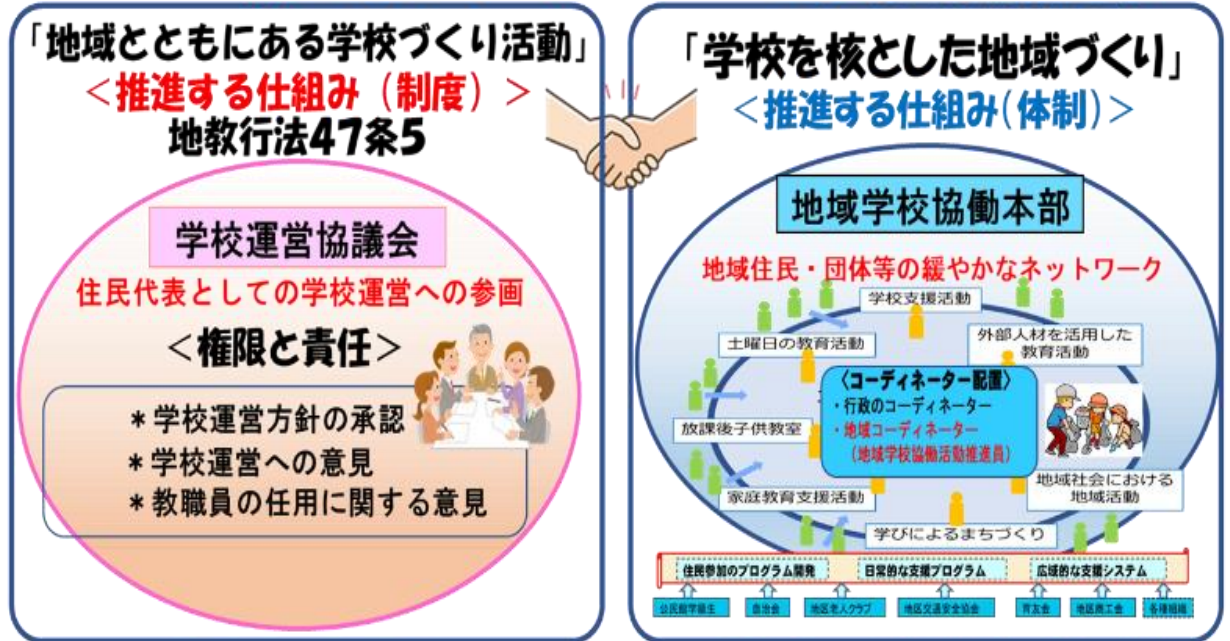
☆関係者が同じテーブルで情報交換することによって、それぞれの役割や日常的な活動、運営についての課題を共有することができ、相互の日常的な協働を促進することが可能になります。

Q3

なぜ、各学校で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等の3者が情報を共有する必要があるのですか



地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>



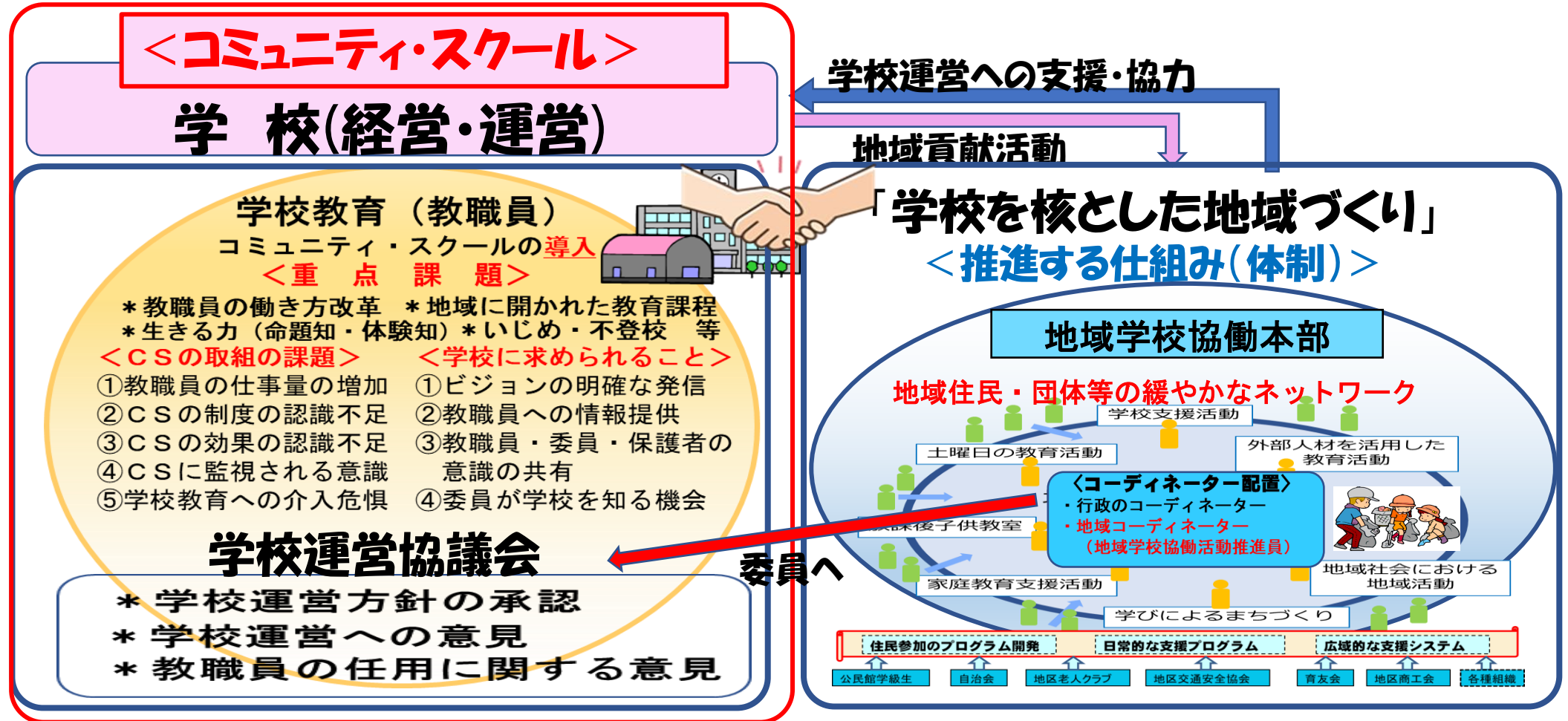
☆情報の共有のための十分な取組をしている自治体は半数以下であり、多くの自治体では情報の共有に充分に取り組めていないという現状です。

☆日常的な地域住民との協働に取り組む教職員や学校運営協議会委員が地域学校協働本部の活動を知り、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育課程等の教育活動を知ることがウインウインの関係をつくります。

☆教職員が地域学校協働本部の活動を知ることによって、地域住民が気軽に日常の学校教育活動への参加依頼が可能になります。

Q4

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）を運営協議会委員に任命する必要性



☆地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、地域の状況を熟知して学校運営協議会の委員としても活動することから、地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなるという大きなメリットがあります。

☆地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターを学校運営協議会委員にすることで、学校運営協議会で協議されたことと、地域住民の参加を拡大することにつながります。

Q5

地域学校協働本部を整備しないで、その役割を学校運営協議会や青少年健全育成組織、地域のまちづくり協議等が担うことは可能ですか

地域住民の願いとネットワークによる活動<地域学校協働活動>

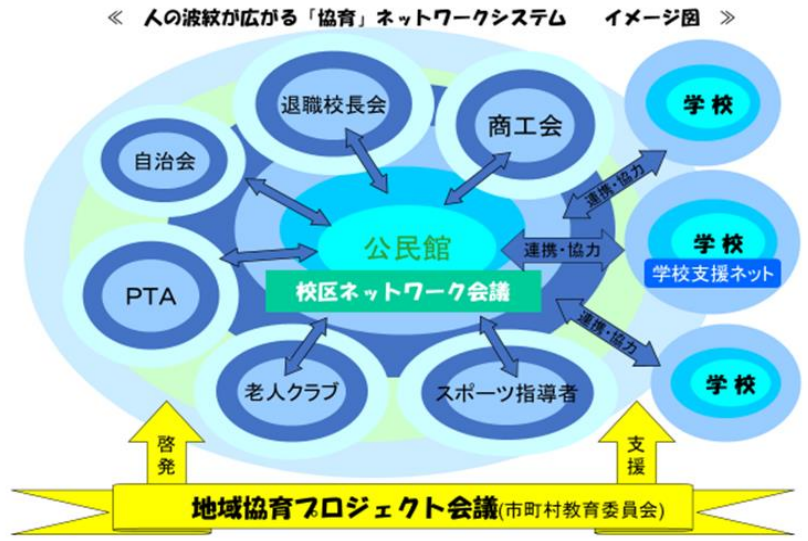
「地域とともにある学校づくり活動」
 <推進する仕組み(制度)> 地教行法47条5

学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画
 <一定の権限と責任>

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見

「学校を核とした地域づくり」
 <推進する仕組み(体制)>



☆地域学校協働本部の体制整備については、公民館が本部の役割を担っている自治体や、既存の学校支援地域本部、学校応援団等の活動によって、学校と地域の連携・協働が行われているという地域も多くあります。

☆全国的な事例もありますが、地域学校協働本部の整備が不可能な場合は、**学校運営協議会の中に地域学校協働本部の役割を担うための機能を持たせるなどの体制**もあります。

☆地域学校協働本部は地域住民のネットワークと日常的な活動のコーディネートを
 行うものであり、既存の青少年健全育成組織が担うことや、首長部局のまちづくり協議会等の部会に位置づけるなどの検討も必要ではないでしょうか。

Q6

補助金終了後のことを含めて、将来的に必要な予算は何ですか

※Q & A資料冊子に記載

Q7

予算の確保のために、教育委員会の既存の事業の見直しを行う場合、どんな事業を対象にすればいいのですか

※Q & A資料冊子に記載

Q8

首長部局の「まち・ひと・しごと創生」のどんな施策の予算との連携を検討することができますか

※Q & A資料冊子に記載

心的・時間的ゆとれから生まれる教育の質の向上を目指す
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進
～地域学校協働活動の推進のための資料～

「学校と地域の新たな協働（協育）」
～二歩前進！ 事例集～

心的・時間的ゆとれから生まれる教育の質の向上を目指す
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進
～「働き方改革」の3つの観点と4つの視点～



(参考：岡山県浅口市鴨方東小学校)

学校教育の現代的課題に対応する 学校運営協議会の役割

地域とともにある学
校づくりへの対応

地域（社会）に開かれた
教育課程への対応

教職員の働き改革
への対応

コロナ渦（喫緊の課題）
の中での協議会に求め
られる活動

**学校教育の
現代的な課題**

協働

**コーディネーターの
ネットワーク化・組織化**

事例から見えてきたこと

教職員の多忙化の問題、コーディネーターの有効な配置、地域住民のネットワーク化の難しさなどの現状がある

- ★地域学校協働活動は、学校教育における喫緊な課題に対する「対症療法」とともに、その課題の原因を探り、長期的に対応できる「原因療法」の2つの効果が期待できる制度
- ★一定エリアでの「学園」構想的な取組や、地域の組織団体を日常的なネットワーク協働組織として機能させる体制づくりが必要。
- ★学校運営協議会にしても、地域学校協働本部にしてもその機能を十分に発揮するには、学校運営協議会での熟議や、コーディネーターが活躍できるシステム作り、学校運営に関する教育委員会への意見等の取組が充実することが望まれる。

「学校と地域の新たな協働（協育）」事例集の概要

課題① 地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組事例

- ☆福岡県春日市教育委員会 6
～子どもを育む「共育」基盤の形成を目指して～
- ☆東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会 10
～学校運営協議会の主体的な活動を基盤として～

課題② 教職員の働き改革への学校運営協議会の対応事例

- ☆新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会 12
～中学校区の地域学園運営協議会の取組～
- ☆埼玉県ふじみ野市立大井小学校学校運営協議会 14
～「ASN（あさひスクールネットワーク）スタンダード」による働き方改革の取組～
- ☆宮崎県都城市立沖水中学校学校運営協議会 16
～都城市教育プランの実践のための学校運営協議会の活動～
- ※<作成動画（R4年1月にHPに掲載）>大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会
～「教職員の働き改革を考える～学校運営協議会主催の熟議～」～

課題③ 地域（社会）に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組事例

- ☆新潟県上越市立春日新田小学校学校運営協議会 18
～社会に開かれた教育課程への重要な3点の取組～
- ☆岡山県浅口市立寄島小学校学校運営協議会 20
～前任校の取組を現任校で発展した「よりしま学」の取組～
- ☆大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会 22
～教職員の願いを基にした地域学校協働活動カルテの作成～

課題④ コロナ禍の中での学校運営協議会の取組事例

- ☆神奈川県厚木市立鳶尾小学校学校運営協議会 24
～学校運営協議会と学校の意識の共有によるコロナ禍への対応～
- ☆岐阜県白川村白川郷学園学校運営協議会 26
～コロナ禍の中で出来る学校運営協議会の活動～

課題⑤ コーディネーターの一定エリア内のネットワーク化・組織化の取組事例

- ☆奈良県奈良市教育委員会地域教育課 28
～地域教育協議会（中学校区）の活動～
- ☆大分県別府市教育部社会教育課 30
～令和2年度からの「別府市教育魅力化事業（モデル事業）」の取組～

心的・時間的ゆとれから生まれる教育の質の向上を目指す ～教職員が取り組みたい協働による改善策のアンケート項目～

＜基本的には学校以外が担うべき業務＞

- 登下校や夜間に関する日常的・直接的な安全指導等をして欲しい
- 学校教育上の徴収金の徴収・管理（給食費・教材費・その他）をして欲しい
- 学習支援や学校行事支援等の地域ボランティアの依頼・連絡調整をして欲しい
- 学校（学級担任等）への連絡は設定した時間帯にして欲しい など

＜学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務＞

- 学校ホームページの更新作業・更新の補助的支援をして欲しい
- 学校内の業務の精選・スリム化の取組への理解をして欲しい
- 地域や保護者からの最初の対応窓口や難しい対応への一本化をしたい など

＜教師の業務だが、負担軽減が可能な業務＞

- 低学年等の給食指導や校外学習の引率、理科等の準備と片付け等への補助的支援があればありがたい
- 学習活動への支援が必要な児童生徒・家庭への補助的支援があればありがたい
- 部活動・クラブ活動への継続的な指導者の確保が欲しい など

＜教育委員会との協議や教職員同士での共有で改善したい＞

- 教職員の休憩時間を確保できるようにしたい
- 教育委員会や各種団体等からの報告文書・調査等の精選をして欲しい
- 教育委員会としての新しい取組（IT化等）による業務の多様化・増加への対応をして欲しい など

「働き方改革」の推進に関する基本的な方針（例）

＜大分市立学校における働き方企画推進計画（第二次・R3年2月）より抜粋＞

目的：働き方改革を推進することにより，教育の質の維持・向上を図る。

教師が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで，自らの人間性や創造性を高め，子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう，業務改善や支援体制の充実など，学校における働き方改革を推進すること（略）

（略）今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら，質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには，学校が担うべき業務，教師が担うべき業務を，（略）各学校や地域の実情に応じて，役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

「働き方改革」の推進に関する基本的な方針（資料）

＜全国教育委員会の働き改革のための取組状況調査（文部科学省・R元年）資料より抜粋＞

・ 効果が大きいと考えられる取組ベスト10 ・

1. 部活動ガイドラインの実効性の担保
2. 学校閉庁日の設定
3. ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減
4. 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制の整備
5. 部活動への外部人材の参画
6. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画
7. 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組
8. 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等
9. 学校に向けた調査・統計業務の削減
10. サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画

「学校と地域の新たな協働(協育)」 ～二歩前進！ 事例集～

課題① < 2 事例 >

地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組事例

- ☆ 福岡県春日市教育委員会（概要編には未掲載）
- ☆ 東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会

課題① 地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組

<東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会>

～学校運営協議会の主体的な活動を基盤として～

- ★杉並区立天沼小学校は、平成22年度からCSのスタート
- ★CS便り「天沼小がめざす教育のご紹介」を作成、配布
- ★保護者・地域・学校が一体となって取り組む話し合い、地域や保護者テーマへの取組を呼び
- ★いつまでも変わらない本質的なことを学ぶ「不易」の教育と、時代の変化に対応する力をはぐくむ「進化」の教育

「不易」の教育は、地域学校協働活動の中心的活動として位置づけ、地域学校協働本部「あまぬまワンダラーズ」とともに進めています。

天沼小学校はコミュニティ・スクールです

運営参画
(協議)

地域学校協働活動
(実践)

学校運営協議会 CS

教育課程など
学校運営の基本方針を承認

学校運営についての
意見を述べる

教職員任用についての
意見を述べる

意見を
述べる

＝
教職員・保護者・
地域の意見を聞く

- * 熟議 (サマワークショップ等)
- * 学校評価アンケート



学校・地域コーディネーター

教育方針のもと
連携・協働
一体的な推進

地域学校協働本部 AW (あまぬまワンダラーズ)

授業支援

- ・ 専門家、地域の人をゲスト講師として紹介
- ・ 出前授業プログラム等を紹介
- ・ 校外の体験学習先との連携・調整

読書活動支援

- ・ 図書館整備、読み聞かせ、お話会など

学習支援活動

- ・ 校外活動の引率・学習補助など

行事運営支援

- ・ 学校行事の運営の支援

<地域とともにある学校づくりの具体的な取組事例>

①働き方改革への対応

②社会に開かれた教育課程や 現代的教育課題への対応

『不易』にあたる、日本の伝統・文化理解教育、読書活動、キャリア教育は、地域の専門家、町会ネットワーク、商店会や地域団体等と協働

日本の伝統・文化 理解教育

茶道、書道、華道、伝統和楽器、百人一首、昔遊び、紙すき、手描き友禅、折り紙、藍染めなど、地域の専門家をゲストティーチャーとしてお招きし、和の心を学ぶ体験学習をおこなっています。



読書活動

学校司書、グロブスターや保護者サポーターと連携をして、お話し会や朝の読み聞かせを運営。そして学校図書館整備活動の協力をしています。



キャリア教育

地域の交流を通して、社会を知り、将来への夢や希望、自分の得意分野を活かして前向きに生きていく意欲を育てています。



③コーディネーターのネットワーク化・組織化

<学校運営協議会制度の成果と今後の方向性>

- ★保護者等への学校評価アンケートの結果（令和2年度）：
コミュニティ・スクールとしての学校運営に対して83.2%の、地域学校協働本部との協働による教育活動に対しては95.2%の肯定的意見
- ★教職員の学校運営協議会制度の評価は100%の肯定的意見

「学校と地域の新たな協働(協育)」 ～二歩前進！ 事例集～

課題② < 2事例 >

教職員の働き改革への学校運営協議会の対応事例

- ☆新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会
- ☆埼玉県ふじみ野市立大井小学校学校運営協議会（概要編には未掲載）
- ☆宮崎県都城市立沖水中学校学校運営協議会

※ < 作成動画（R4年1月にHPに掲載） >
大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会

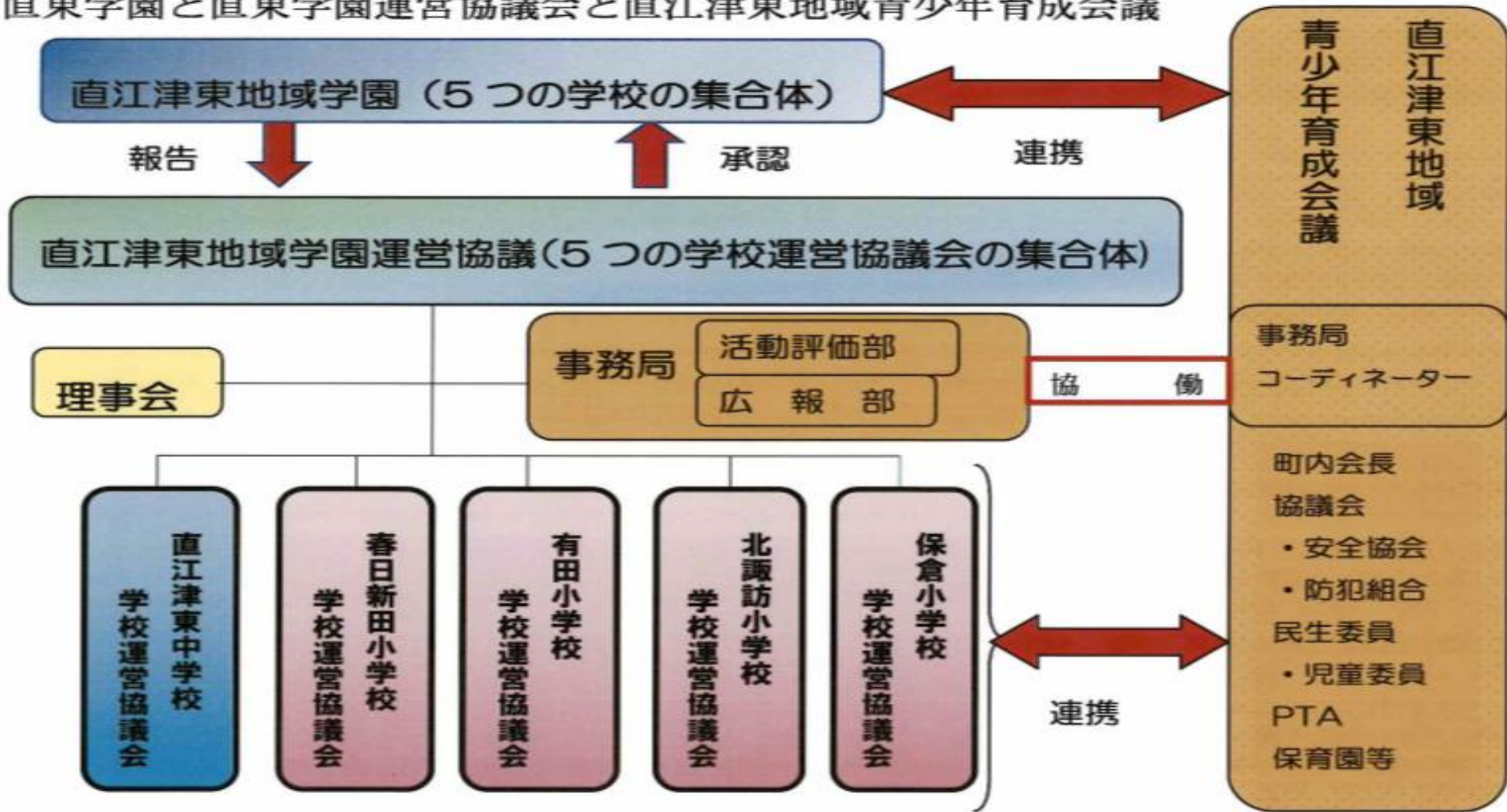
課題② 教職員の働き方改革への学校運営協議会の対応

＜新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会＞

～中学校区の地域学園運営協議会の取組～

- ★平成23年8月に直江津東中学校区の4小学校と1中学校を、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）とし、直江津東中学校区（以下学園という）の運営に関して地域住民及び学園保護者の学園運営への参画の促進や連携強化を進めるために「直江津東地域学園運営協議会」を設立
- ★学園運営協議会では、小4・中1の5校のキャリア教育の活動を中心に、主体的に行っており、財政的には、地域内の各種団体からの助成金や上越市の「地域活動支援事業」（運営協議会事務局が担当）を活用

直東学園と直東学園運営協議会と直江津東地域青少年育成会議



★意思決定機関である「学園運営協議会」と決定事項を執行する「学園支援本部（青少年育成会議事務局）」

★学園運営協議会は各学校の学校運営協議会の活動とも連動しており、12人で構成

<学園としての各学校運営協議会の具体的な取組>

地域住民が協働することによって教職員がゆとりをもって子ども達と向かい合う時間の確保、地域とともにある学校運営を進める

1. 小・中キャリア教育支援のボランティア募集
2. 夏休み中の児童の学習に向けた関係団体との連携（公民館、退職教職員の会）
3. PTA、学校後援会の安全・安心に関わる活動支援

<広域の取組による教職員の働き改革の成果と今後の方向性>

- ★学校の教育活動に必要とされるボランティア人員の確保を行うことで、教職員が描いている教育活動への支援が図られ、保護者ボランティアも増加傾向
- ★夏休み中の活動を公民館と退職教職員の会に、安全安心の取組を交通安全・防犯協会に委ねることにより、事務や関係団体との連絡調整を教職員が関わる時間は発生しなくて運営

学校が担っている活動を、①教職員が行う活動、②教職員と協働して行う活動、③保護者が行う活動、④地域が行う活動に整理し、共有することが必要

課題② 教職員の働き方改革への学校運営協議会の対応

<宮崎県都城市立沖水中学校学校運営協議会>

～都城市教育プランの実践のための学校運営協議会の活動～

★平成25年度に学校運営協議会制度を導入

- ①学校と地域の人々が、みんなでよく考え、話し合っていくこと（熟議）
- ②同じ目標に向かって、一緒になって活動していくこと（協働）
- ③校長を中心に人をつなぎ、学校の組織としての力を上手く引き出すこと（学校のマネジメント）

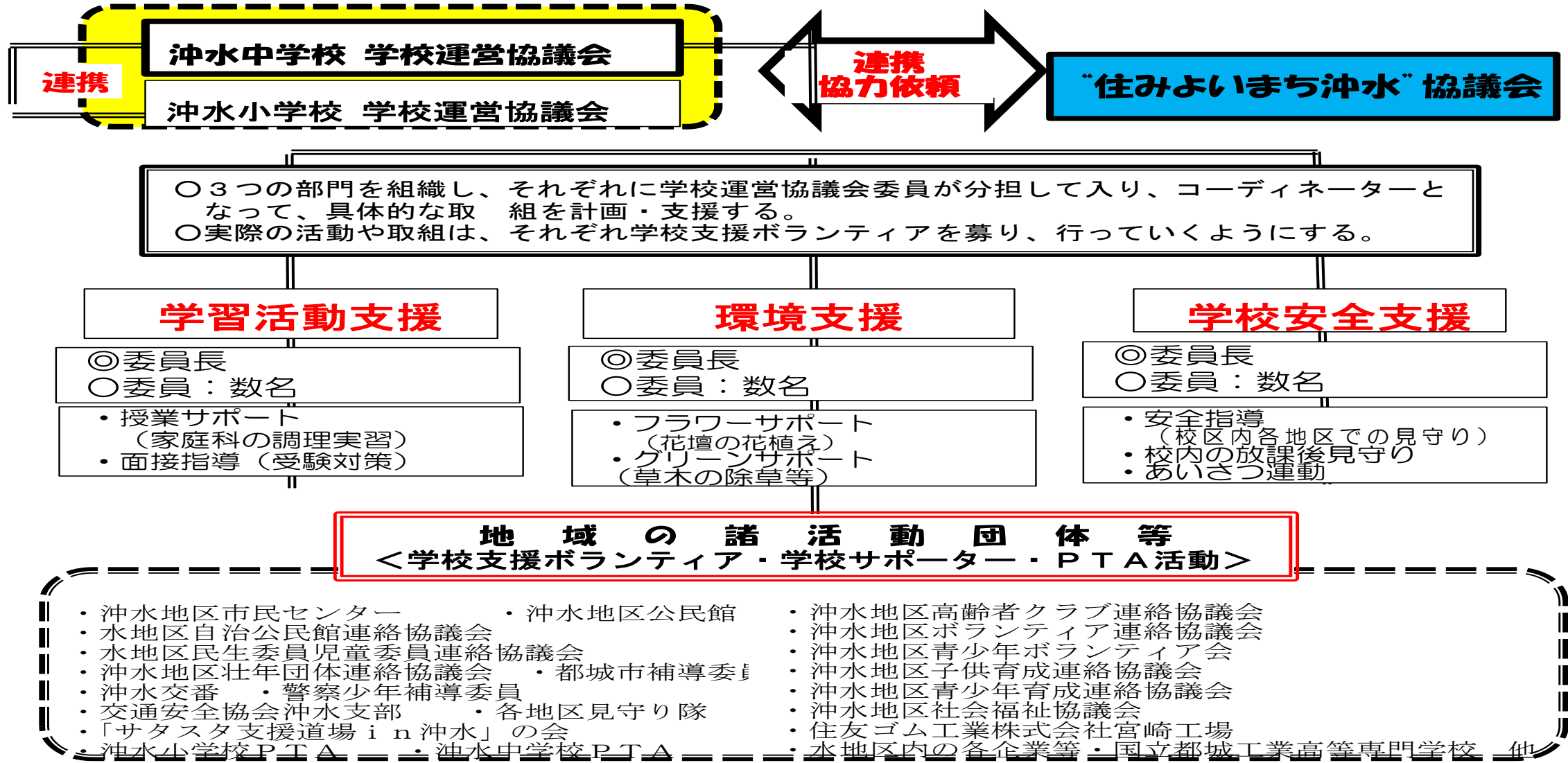
★令和2年3月に都城市教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン～教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できるために～」の施策を策定。学校運営協議会制度との関連では・・・

1. 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化の取組

○通学路の安全確保、地域ボランティア等の協力の促進、児童生徒の歩道等に対する対応方法、学校徴収金の徴収・管理、地域学校協働活動推進員との連携体制等を推進する。

2. 教職員が子どもと向かい合う時間を確保するための学校運営協議会の役割

＜学校運営協議会の取組の概要＞



この図に示すような地域の多くの組織団体とのネットワークによって本校の教育課題への対応が可能になり、その事が教職員のゆとりをもたらしています。

<教職員の働き改革に向けた具体的な活動>

教職員の働き改革に繋がる地域の支援活動は学習支援、環境支援、安全支援の活動が中心で、教職員の心のゆとりや時間的なゆとりを生んでいます。

1. 学習支援活動
2. 環境支援活動
3. 学校安全支援活動

<教職員の働き改革への成果と今後の方向性>

教員が多くの時間を使っていたことの解消や、教員が持たない知識などによる質の高い教育活動。今後は教職員の要望の洗い出し等の活動へ。

- ★花植えや植え替えや維持管理、生徒たちのみでの部活動による事故やトラブルへの対応、各種のサポートの日程調整や人員の配置により**教職員の負担軽が減**
- ★事務主査が**学校運営協議会委員**になり教頭の負担を軽減

「学校と地域の新たな協働(協育)」 ～二歩前進！ 事例集～

課題③ < 2 事例 >

地域（社会）に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組事例

- ☆新潟県上越市立春日新田小学校学校運営協議会
- ☆岡山県浅口市立寄島小学校学校運営協議会
- ☆大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会

課題③ 地域(社会)に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組

＜新潟県上越市立春日新田小学校＞

～社会に開かれた教育課程への重要な3点の取組～

★平成21年度に直江津東中学校区で地域青少年育成会議（地域学校協働本部）を、23年度に直江津東中学校区の5つの小・中学校に学校運営協議会制度を導入し、当初から二つの組織が一体的活動の取組

- ①よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、**教育課程を介してその目標を社会と共有**
- ②子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる**資質・能力を教育課程において明確化**
- ③**地域の人的・物的資源を活用**したり、放課後や土曜日等を活用した**社会教育との連携**を図ったりし、**学校教育が目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること**

地域学校協働本部 <直江津東地域青少年育成会議> (直東学園運営協議会を含む)の概要



★学校からの要請や学校運営協議会、直江津東地域青少年育成会議での協議結果を基に、学校や保育園の支援活動、本地域に住む子どもも全てを対象にした活動

<地域（社会）に開かれた教育課程の具体的な活動>

1. 直江津東地域で目指す子ども像と育みたい資質・能力を目標として設定し、人間関係づくりや社会性を育むうえで重要な「挨拶」を重点活動
2. 教職員は、各学年・学級の経営計画、各教科等のカリキュラム編成において本校の教育目標の実現を目指して、地域コーディネーター等から地域の情報や助言を得るなどして作成
3. 学校運営協議会は、教育目標や課題解決のために「学校がすること」「子どもがすること」「家庭がすること」「地域がすること」を熟議を通して具体化

<教育課程作成の成果と今後の方向性>

- ★学校・子ども・家庭・地域が何をすべきかを具体的にすることで、取組や評価等がしやすくなり、学校と地域等が理念や価値ある取組情報を共有したこと

学校運営協議会や地域学校協働本部の後継者探し、異動により地域のことを知らない新たな教職員へのプレゼンや活動記録などを使った研修会の実施

課題③ 地域(社会)に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組

＜岡山県浅口市立寄島小学校学校運営協議会＞

～前任校の取組を現任校で発展した「よいしま学」の取組～

★**前任校**である浅口市立鴨方東小学校で**教職員の働き方改革とCSの一体化**（右図）

★**地域の方の不登校児童へ関わり、教員が行っていた環境整備等により教員の負担感の軽減や子どもと向き合う時間の確保**

地域と連携協働することそのものが、子どもの落ち着きや生徒指導の未然防止につながり、教員の負担感の軽減の一助



よりしま魅力化推進協議会（寄島学園学校運営協議会）

★令和2年度に4校園の寄島学園コミュニティ・スクールとして活動開始寄島小学校では4つのプロジェクトチーム（学び・心と体・絆・ワークスタイル）を組織



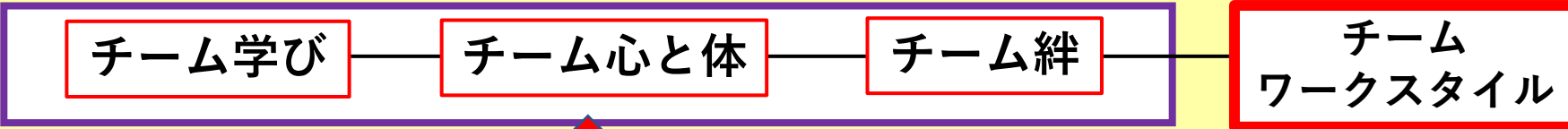
寄島学園コミュニティ・スクール (YCS) と連動した組織体制

寄島小学校 組織

各チームに
チームリーダー



※小学校のチームは全職員で組織、プロジェクトマネージャーは主幹教諭



寄島学園 組織

YCSの各部会 (チーム)

小中各代表、PTA代表、地域の
代表で組織

CS企画・本部ミーティング

YCS組織

よりしま魅力化推進協議会
(学校運営協議会)

よりしま地域学校協働本部

地域

地域住民

保護者

PTA役員

自治会

老人会

公民館

図書館

民生委員

社会福祉
協議会

企業

NPO

よりしま魅力化推進協議会との一体化による寄島小学校の取組と成果

<よりしま魅力化推進協議会の具体的な取組>

【学校運営協議会の3部会の取組】

1. 学びづくり部会の取組
2. 心と体づくり部会の取組
3. 絆づくり部会の取組

※寄島小独自の働き方改革「チームワークスタイル」

【よりしま学の取組】

寄島の魅力「海」をテーマに教員、PTA、地域住民、中学生、岡山大学生でシート作成し、学校運営協議会で協議して「よりしま学」指導計画作成

<よりしま魅力化推進協議会の成果と今後の方向性>

- ★チームワークスタイルやCSの取組により、**教員の負担感の軽減**や**子どもと向き合う時間の確保**、**児童の落ち着き**が生まれて生徒指導上の課題が解決・減少
- ★子どもの頃の学びが、**将来的に学びの循環が地域の中に生まれる**
- ★教職員が、協議会や部会の中で地域の方々と協議をしたり、様々な世代の方々との熟議をしたりすることで「**地域との連携協働**」に対する意識が高まる

学校組織とCS組織の一体化による新たなアイデアを加えながら地域とともにあるチーム学校づくりを目指す

課題③ 地域(社会)に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組

＜大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会＞

～教職員の願いを基にした地域学校協働活動カルテの作成～

★平成26年度と平成27年度は準備期間として委員の選考、教職員の意識調査、コミュニティ・スクールとして目指す方向性等を協議し、平成28年度に学校運営協議会制度を導入

「すき間支援応援隊」：教職員だけでは困難な「教育活動のすき間」を地域住民が支援する地域づくりを進める。

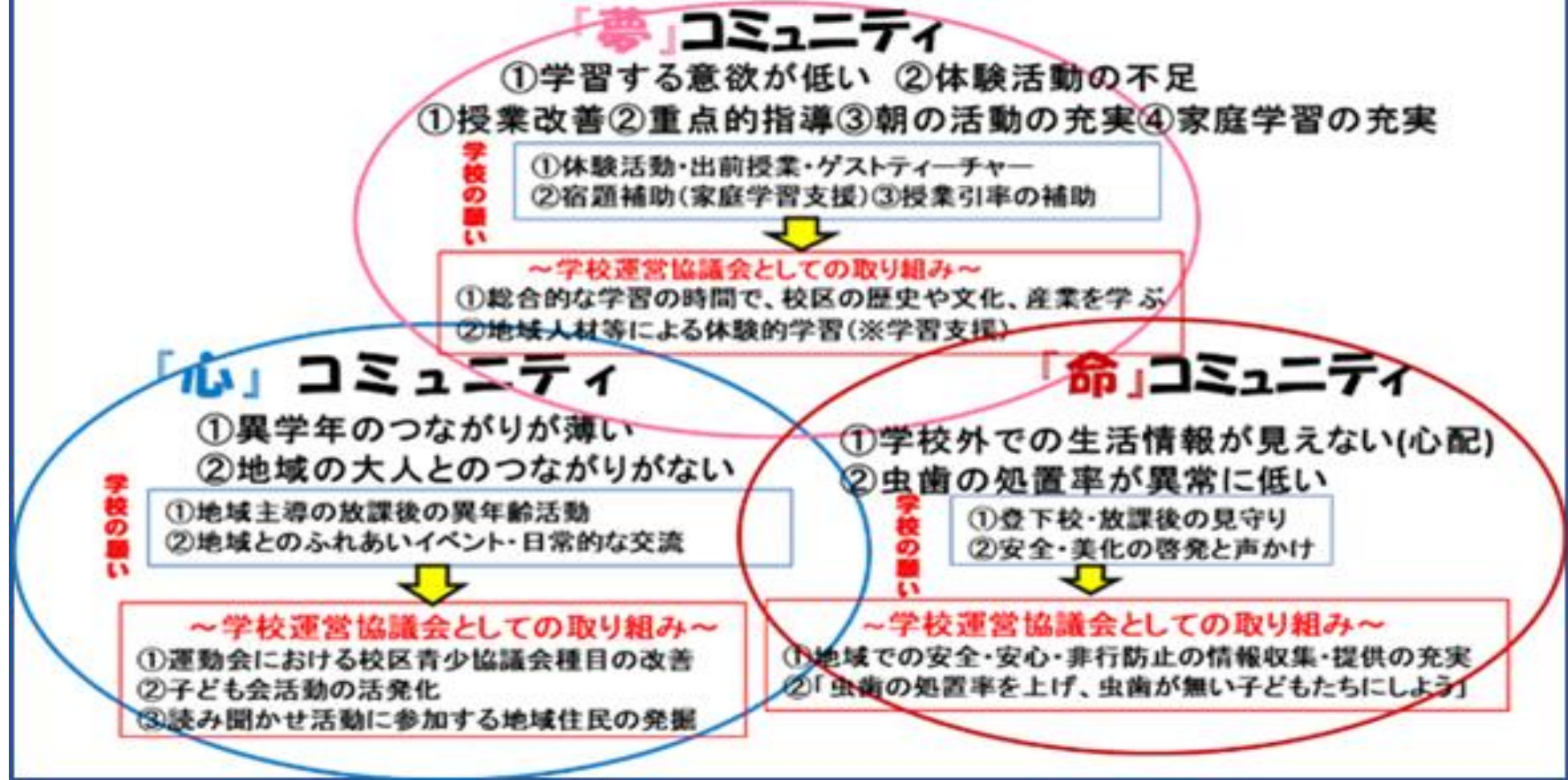
「子どもの学びづくり応援隊」：学校内外の教育活動で、子どもの学びに大人が関わっていく取組を進める。

「協育の石垣推進隊」：学校・保護者・地域住民のネットワークづくりを通じた子育ての地域づくりを進める。

★委員長等と学校関係者による「企画委員会」で基本的に事項を協議して、年間6回の運営協議会を開催

★コーディネーターは公民館職員が兼務し、域内の1中学校と2小学校を担当

別府市立石垣小学校学校運営協議会



- ①教職員と一体となった「地域に開かれた教育課程」の検討
- ②地域住民の参加と関係団体・組織との協働<PTAの役割の確認>
- ③学校運営協議会(合議体)の役割を共有

< 「地域に開かれた教育課程」の作成の取組 >

教育課程については**38カルテ**、公民館や地域で行う**11のカルテ**を作成

1. 朝先生→対象学年1年生・2年生
2. 夏休みステップアップ学習支援ボランティア→対象学年4・5・6年生
3. 「おもしろ算数教室」学習支援ボランティア →対象学年3年生
4. 読み聞かせ・読書活動（読みきかせサークルと協働）→対象学年全学年
5. 地域に開かれた教育課程への取組としての外部人材の活用→対象学年全学年

< 学校運営協議会の関わりによる成果と今後の方向性 >

- ★「朝先生」がいてくれたので、安心して職員朝会に出れる。（1年生担任）
- ★年間1回ですが、運営協議会の委員さんと懇談できて身近になった気がします。



地域の組織団体、機関等との地域ぐるみの日常的なネットワークを広げていくために必要な「公的なコーディネーター」の配置を行政に要望

「学校と地域の新たな協働(協育)」 ～二歩前進！ 事例集～

課題④ < 2事例 >

コロナ禍の中での学校運営協議会の取組事例

- ☆ 神奈川県厚木市立鳶尾小学校学校運営協議会
- ☆ 岐阜県白川村白川郷学園学校運営協議会（概要編には未掲載）

課題④ コロナ禍の中での学校運営協議会の取組

＜神奈川県厚木市立鳶尾小学校学校運営協議会＞

～学校運営協議会と学校の意識の共有によるコロナ禍への対応～

- ★厚木市では、平成26年度からモデル校3校にコミュニティ・スクールを導入し、平成30年6月に全市立小・中学校36校に導入が完了
- ★教員による毎日の清掃・消毒を行っていたが、学校運営協議会やPTA本部、学校の呼び掛けに応じた保護者や地域住民による清掃・消毒活動により教員の負担を軽減
- ★鳶尾小学校では、学校運営協議会のメンバーが地域の皆様に声をかけて編成した「おそうじサポートボランティア」の活動

学校運営協議会委員構成表（会長1名、副会長3名、委員15名）

役職	属性	備考（出身組織・機関等）
会長*	学識経験者	前公民館長・元公立小学校長・とびお塾講師
副会長*	地域住民	放課後こども教室サブコーディネーター・とびお塾講師
副会長*	保護者代表	P T A会長
副会長*	地域住民	学区自治会長
委員	地域住民 (7)	とびお塾講師、児童館運営委員長、青少年指導員（元P T A会長）、青少年健全育成会副会長、地域ボランティア団体理事、民生委員（*） 栽培体験協力者
委員	保護者代表	前P T A会長
委員	学識経験者	J A職員
委員*	教職員(6)	校長、教頭、総括教諭（4）

<ポイント：「共有」「熟議」「協働」の実現！>

★学校運営協議会でコロナ禍での教員の負担軽減という課題を「共有」

★ネットワークを持つ委員が多いことが特色であり、92人の賛同者によって、ローテーションで毎日13～14人による作業

<おそうじサポートボランティアの活動>

<ボランティア参加人数> 92名

自治会関係 35名、保護者 28名、老人会関係 14名、その他 (15名)

1. 運営協議会のメンバーが各所属団体にボランティアへの参加を呼びかけ
2. 各団体で参加希望票を個々に配付・回収
3. 学校は1日平均14名が参加いただけているよう日程調整



<学校運営協議会を核とした取組の成果と今後の方向性>

- ★おそうじサポートさんのおかげで、教材研究など子どもたちへの時間が増えた。
- ★地域の方々と顔見知りになれて、学校は地域が支えているのだと実感できた。

地域の皆様の力により教職員の負担が軽くなったことが大きな成果

- ★子どもが卒業して以降、足が遠のいていましたが、このチャンスがあって、また小学校に関わられて嬉しいです。

**発生頻度が高くなった地震対応としての地域防災と学校の関わりについて
学校運営協議会の皆様と取り組む**

「学校と地域の新たな協働(協育)」 ～二歩前進！ 事例集～

課題⑤ < 2事例 >

コーディネーターの一定エリア内のネットワーク化・組織化の取組事例

- ☆奈良県奈良市教育委員会地域教育課（概要編には未掲載）
- ☆大分県別府市教育部社会教育課

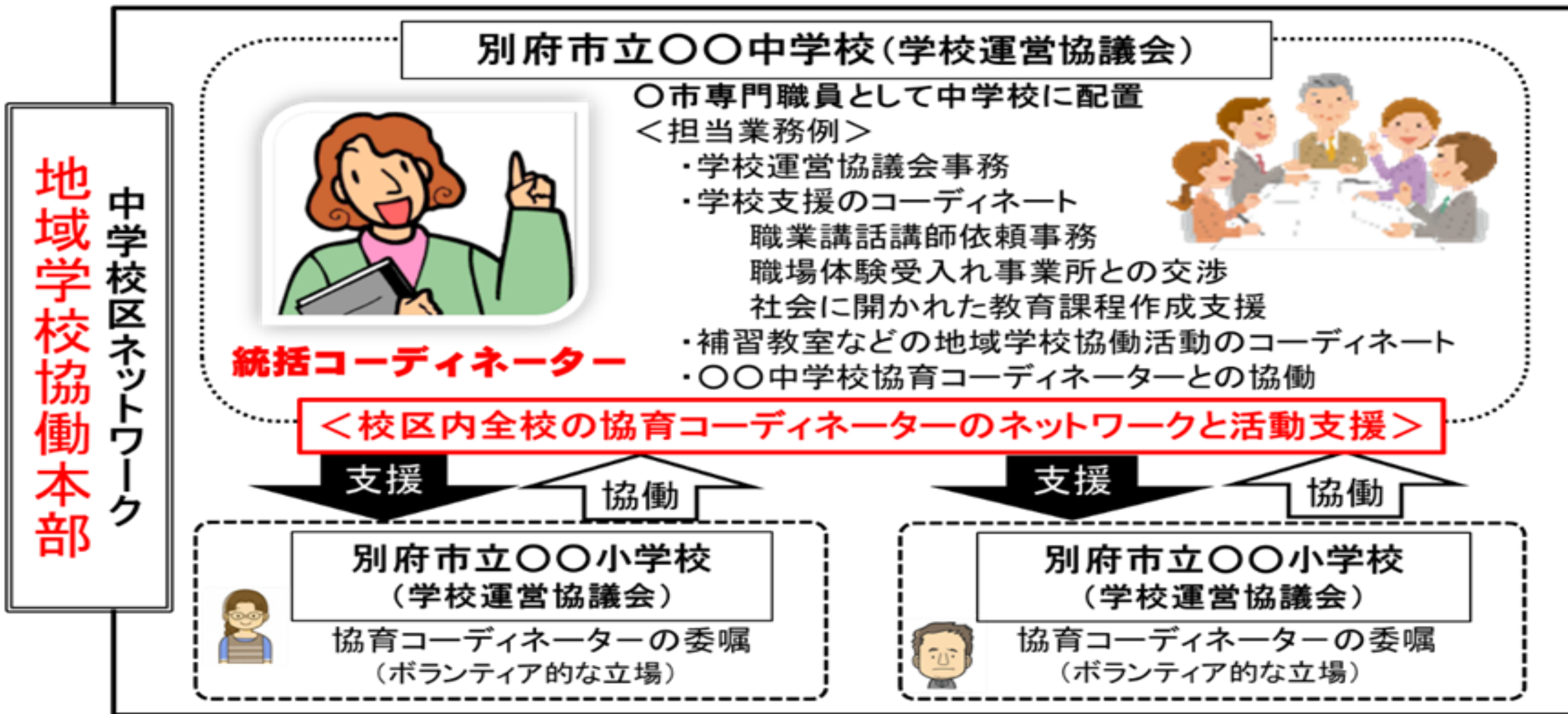
課題⑤ コーディネーターの一定エリア内のネットワーク化・組織化

<大分県別府市教育部社会教育課>

～令和2年度からの「別府市教育魅力化事業（モデル事業）」の取組～

- ★平成19年度に文科省事業を受託して、別府市地域協育プロジェクト会議を設置し、南小学校・浜脇中学校の2校区をモデル校に指定して学校支援コーディネーターを配置
- ★平成23年度に市単独事業として「地域教育力活性化事業」開始して、市内6公立公民館に、職員をコーディネーターとして配置し、放課後子ども教室及び学校支援活動を行う取組を開始
- ★平成25年度から4小学校・3中学校の計7校にコミュニティ・スクール推進委員会を設置し、学校運営協議会制度の導入に向けた方向性を検討し、学力向上会議や学校評価委員会等の既存組織と学校運営協議会との一本化
- ★平成27年度～平成28年度の2年間で全ての市立小中学校に学校運営協議会制度を導入

別府市教育魅力化事業(モデル事業)



令和2年度から教育魅力化事業のモデル事業として一中学校区に統括コーディネーターを、中学校区の各小中学校に協育コーディネーターを配置し、今後も拡大予定

<コーディネーターの活動・職務>

1. 統括コーディネーターの職務
2. コーディネーター（協働支援員）の職務
3. コーディネーター（協働支援員）の活動支援と資質向上



<「別府市教育魅力化事業（モデル事業）」の成果と今後の方向性>

- ★統括コーディネーターが校区内の様々な関係者とつながり、ネットワーク再構築の基礎を築けた
- ★新たな地域学校協働活動（新たな協働活動案が創発）が始動
- ★統括コーディネーターが所属する地域学校協働本部が中心となって、学校運営協議会長をリーダーとして「中部子ども応援プロジェクト」を立ち上げ、キャリア教育支援や、希望する3年生が対象の放課後学習教室、不登校傾向の生徒が過ごせる登校支援ルームの運営、校内環境の整備などの地域住民の応援が始動

教職員の理解を得ること、学校運営協議会での熟議（夢と課題の共有）を促進

令和2年度・令和3年度大分県ふるさと創生NPO活動応援事業補助金事業
事業名：「地域とともにある学校づくりの推進」

資料集の概要編

小さな小石でも，水面に投じると「波紋」が広がるように，私たちの「協育」の活動が地域に広がっていくことを目指しています



「NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク」ロゴマーク

令和4年2月

NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク